

○江東区地域自立支援協議会設置要綱

平成20年1月21日

19江保障第2444号

改正 平成21年10月14日21江保障第1620号

平成22年3月23日21江保障第3404号

平成24年5月10日24江福障第372号

平成25年4月1日25江福障第358号

平成28年3月31日27江福障第3564号

平成31年4月1日31江福施第1198号

令和2年3月30日31江福施第1710号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に向け、地域における障害者等への支援体制を整備するとともに、障害者差別に関する相談、紛争等の防止、解決の推進等の取組を効果的かつ円滑に行うため、江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者差別に関する相談等に係る協議に関すること。
- (6) 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 就労支援関係者
- (4) 権利擁護関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者団体等の代表者
- (7) 相談支援事業者
- (8) サービス事業者
- (9) 区職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、第3条に定める委員の中から会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

4 部会の構成員及び運営事項については、別に定める。

(個人情報保護)

第8条 協議会及び部会の関係者が会議で使用する個人情報の取扱いについては、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉部障害者施策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

江東区地域自立支援協議会 個人情報の取扱いに関する規定

平成 21 年 10 月 30 日

第1（目的）

江東区地域自立支援協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第8条で規定する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第2（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

江東区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）及び協議会設置要綱第7条に基づく部会（以下「部会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び情報セキュリティポリシーに基づき、協議会及び 専門部会の運営に当たり個人情報の取扱いに関する規定を遵守しなければならない。

第3（守秘義務）

協議会委員及び部会構成員等（以下「委員等」という。）は、協議会及び部会の運営により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協議会委員委嘱期間満了後又は部会構成員等期間満了後も同様とする。

2 委員等は区長に対して、秘密保持に関する承諾書を提出しなければならない。

第4（個人情報の管理）

委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理が可能な保管室で厳重に個人情報を管理すること。
- (2) 協議会会長、部会部会長又は江東区長が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に協議会会長、部会部会長又は区長の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行なう場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の

漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

- (6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業をしないこと。また、使用するパソコンには、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- 2 協議会及び部会は、個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

第5（受渡し）

協議会会長及び部会部会長は、委員等に対し個人情報の受渡しを行なった際は、速やかに区長に報告をするものとする。

第6（個人情報の返還又は廃棄）

委員等は、協議会委員委嘱期間満了又は部会構成員期間満了時に、協議会及び専門部会の運営において利用する個人情報について、区長の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報の返還、消去又は廃棄に際し、協議会会長、部会部会長又は区長より立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 委員等は、協議会及び部会の運営において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体について当該個人情報を判読不能とするのに必要な措置を講じなければならない。

第7（定期報告及び緊急時報告）

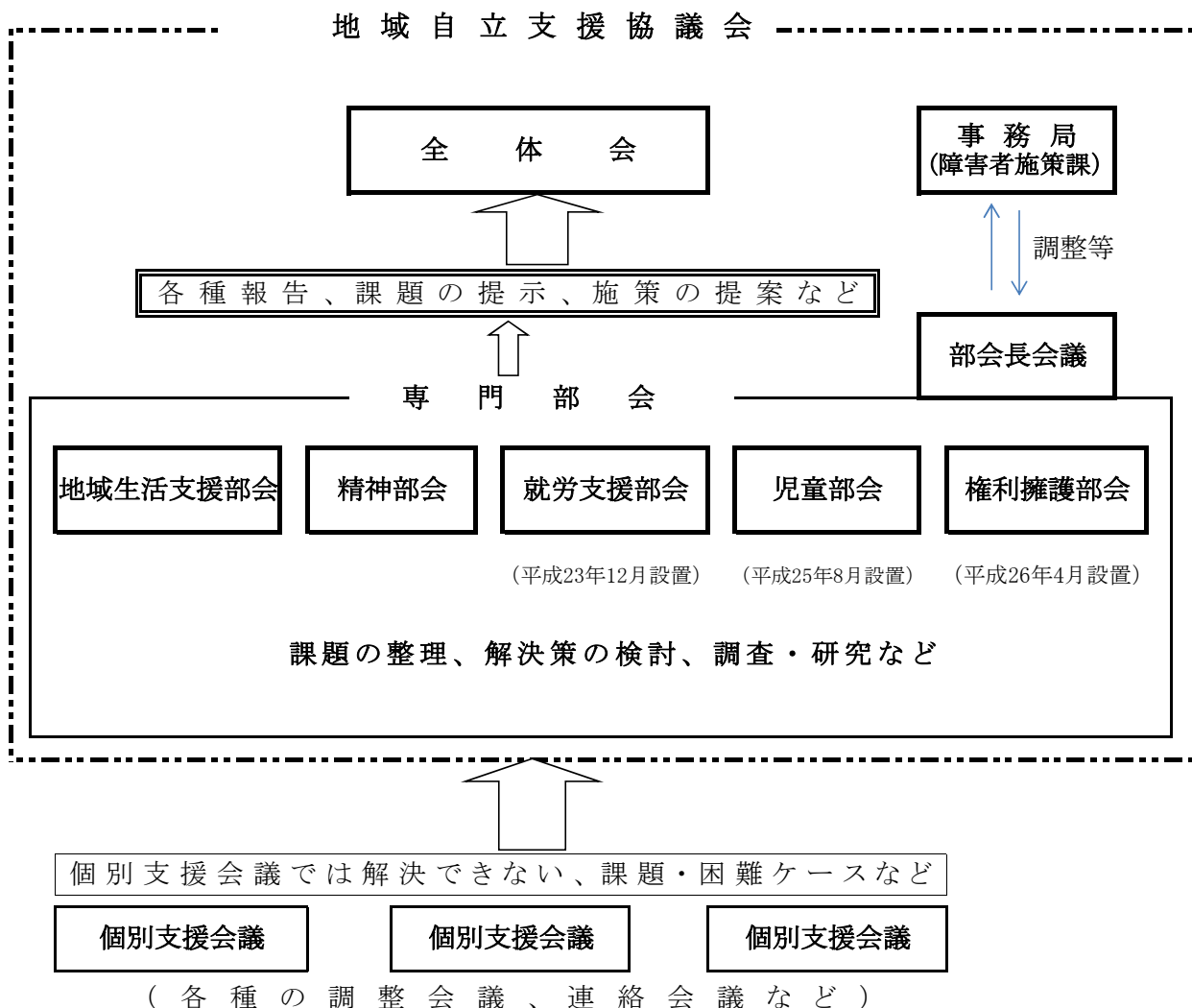
委員等は、区長から個人情報の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに区長に対し報告しなければならない。

第8（事故時の対応）

委員等は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに協議会会長及び区長に対して、当該個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、区長の指示に従わなければならない。

- 2 区長は、協議会及び部会の運営に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて、当該事故に関する情報を公開することができる。

江東区地域自立支援協議会の組織図 (令和3年3月31日現在)



【全体会】

部会からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定や確認を行う。

委員は、設置要綱第3条に基づき、多分野・多職種の人材で構成(区から委嘱)。

専門部会から上げられた地域の課題を、課題のままでは終わらせないため、計画推進協議会等へ提言していく。

また、障害者計画等の策定・変更時には、意見具申をする。

【専門部会】

個別支援会議から持ち上げられた地域の課題につき、実務者レベルで検討を行う。

課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを指向する。

部会員は、設置要領第3条に基づき、必要に応じて構成する。

【部会長会議】

必要に応じて開催。課題や情報の共有化、各部会間の調整等を行う。

また、全体会に先立ち、案件によっては専門部会との調整を要するものもあるため、事務局と部会長(全体会委員)との事前調整の場としての機能も果たしている。

【事務局会議】

地域自立支援協議会の運営等について、事務レベルで協議・調整する場。メンバーは、全体会及び各専門部会(WG含む)の事務局担当者。

【個別支援会議】

個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために、本人・家族・相談支援事業者等の関係者が集まって協議をする場。

支援に必要な社会資源がないなど、個別支援会議では解決できない課題を地域自立支援協議会へ持ち上げていく。

令和4年度 障害者差別解消法受付台帳(4件)

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
1	R4. 5. 23	身体障害者	民間事業者	<p>商業施設の駐車場についてバリアフリー法とそれを根拠とした各種規則類および各種ガイドラインへの違反(障害者用駐車場の非設置、および不適切な運用)が見受けられた。さらに、そのことについて説明を求めた際に施設責任者による肉体的、精神的虐待を受けた。</p> <p>具体的には、5・6階にある駐車場について、全300台のうち障害者用駐車場が5階に4台分しか設置しておらず、6階に設置がないのは、バリアフリーに違反している、違反していないなら証明を出すよう指摘した。また、駐車場入り口から障害者用駐車場までの経路案内板の設置がなく、5階の障害者用駐車場に空きがあるにもかかわらず、5階を閉鎖して6階へ誘導を受けた。</p> <p>説明を求めた際、下肢切断障害により長時間の立ち話が難しいため、会議室等の用意を要請したが、拒否されさらに長時間待たされた。フードコートに案内されたが、周りがうるさいため説明を聞く環境でなかった。コロナ禍であるにもかかわらず、権利侵害者自ら対面に座らず、横に座り接近した状況で、タバコ臭により気分が悪くなった。テーブルに仕切りがなく、基礎疾患があることも考慮せず、感染の不安があった。説明できる担当者をお願いしたにもかかわらず、説明内容を理解できないばかりか、話を聞かず遮り、要領を得ない言い訳をする権利侵害者が来た。結局後日権利侵害者の上司から説明されることになり、無駄な時間を過ごしたほか、上記肉体的、精神的虐待を受けただけでその日は終わった。権利侵害者が連れてきた1名から、終始睨みつけられ精神的プレッシャーをかけ続けられた。</p>	<p>差別解消法としての対応は求められていないが、事業所に事実確認を行った。</p> <p>指摘を受けた翌日に担当、および担当の上司より、5階に6台分の障害者用駐車場を設置しており、法令上問題ない旨、電話で説明を行った。会議室へ案内しなかったのは、密室での対応はしない方針のため、人目のあるフードコートで対応したとのことであった。</p> <p>6階は屋根がなく不便なため、障害者用駐車場は作らず、屋根があり入り口までの動線が車道に接していない5階に障害者用駐車場を設置しており、5階のみで台数は充足している。満車で6階に案内した場合でも、申し出てもらえれば、5階に案内できるよう検討する。</p> <p>駐車場には人を配置し、誘導しているが、障害者車両のマークが後ろ側にあるため、前からでは判断できないことがある。指摘のあった障害者駐車場の案内サインについては、今後5階に障害者用駐車場があることをサイン表示するよう改善したい。</p>
2	R4. 8. 2	精神障害者	民間事業者	<p>7月に通所先の就労移行支援事業所のセンター長、サービス長と面談を行った。事前に相談内容を書いて申請していたが、全く読んでいない様子で相談内容を説明しなければならなかった。書類の書き方を教えてもらいたかったが、丁寧な対応をしてもらえなかった。事務補助を目指しているが、無理だと言われた。実習先でコミュニケーションに課題があるとされているため、どうしたらいいか、そのためのプログラムに参加したいと言ったところ、どうしたらいいか気づけないのがダメだと言われた。勤務先で視野が狭く、集中しすぎることがある、100%で取り組んでしまうと何かあったときに慌ててしまうと言われ納得した。</p> <p>このことを同事業所の担当支援員に伝えたところ、障害者雇用だからそう言ったと言われ、嫌な気持ちになった。障害の特性を理解し、配慮してほしいと言った。面談でそのこと謝ってもらいたかったが、そのようなことは言っていないと認めてくれなかった。当該の就労移行支援事業所にはもう行きたくないの、しばらく休むと連絡した。主治医の先生に相談したところ、通所は控えて、区の担当と調整し、今後の通所を考えるように言われた。また、謝るべきことは、謝ってもらう方がよいと言われた。</p>	<p>今後の通所について、相談支援担当から計画相談事業所へ連絡し、計画相談支援員から今後の通所について相談者とやり取りすることとした。</p>

No.	受付日	相談者	相手方(事業者など)	相談内容	対応内容
3	R4. 8. 25	知的障害者	行政機関	7月末に退職し、求職中の状況で、8月に母とハローワークに行き、一緒にディスプレイを見ながら会社を探した。9月に再度行く予定があったが、用事があるため母は一緒に行けないことになった。障害者就労・生活支援センターの担当者も一緒に行くことになっているが、担当者にディスプレイを見ながら探すのを手伝ってほしい。コミュニケーションをとるのが難しいため、母が付き添っているのだが、9月は母が行けないため代わりに配慮してほしいことも伝えてほしい。	ハローワーク木場専門援助第二部門へ電話。相談者の希望を伝えた。通常でも担当が付き添って丁寧に対応しているので心配はないとの回答を得た。
4	R5. 2. 16	知的・精神障害者の代理人	行政機関	本人は精神障害と知的障害にあたり、単身で生活しているが、1年ほど部屋から出られない状態のため、給付金の通知を見ていなかった。1月末期限後、2/1から2/10の間に代理人が数回、区役所の総務課給付金担当に電話で期限を延長するようお願いしたが、認められなかった。期限を延長するといった合理的配慮はできないのか。合理的配慮が認められない理由、加重的負担と判断した理由を教えてください。	所管課に確認したところ、期限後の連絡であったため、延長はできない旨回答した、本件について国にも照会し、期限内に到着したものが有効であるとの回答を得ているとのことであった。2月28日に代理人へ電話で回答。期限を延長することは、社会的障壁（障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの）を取り除くことではないため、合理的配慮の不提供にはあたらないと説明した。

令和4年度 江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

令和4年度の目標内容		目標達成状況	
① 物品及び役務の種別毎の調達件数及び調達金額がともに前年度実績を上回る ② 調達件数及び調達金額それぞれの合計がともに前年度実績を上回る ③ 調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回る ④ その他	④その他の内容	○達成 △一部達成 ×未達成	具体的に目標に対してどのような実績だったことから達成(又は一部達成)としたのか記載 ※△(一部達成)、未達成(×)の場合のみ記入
③	—	○	

調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約					
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所			3	4,637,265	31	2,544,325			34	7,181,590	2	204,850			1	12,394,800	4	864,855			18	856,211	25	14,320,716	59	21,502,306	53	14,916,784
共同受注窓口			7	41,170					7	41,170															7	41,170	7	41,170
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0	1	145,200											1	145,200	1	145,200	1	145,200
計	0	0	10	4,678,435	31	2,544,325	0	0	41	7,222,760	3	350,050	0	0	1	12,394,800	4	864,855	0	0	18	856,211	26	14,465,916	67	21,688,676	61	15,103,154

令和5年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が令和5年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

（2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

6 調達実績の公表

区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

指定特定相談支援事業について

1 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3
事業所数	28	29	30	30	29
<内障害児相談事業所数>	13	14	13	14	13
相談支援専門員数	54(32)	48(30)	53(31)	55(32)	60(37)
<内障害児相談員数>	24(14)	18(13)	19(14)	21(13)	25(17)

障害児相談支援事業所数及び障害児相談員数は上段の内数、（ ）内は兼務職員の数

2 計画相談実績の推移

		H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	
障害者	受給者数	3,113	3,217	3,275	3,358	3,475	
	計画作成済数	3,113	3,217	3,275	3,358	3,475	
	セルフプラン	984	1,001	1,084	1,017	991	
	セルフプラン率 (%)	31.6	31.1	33.1	30.3	28.5	
障害児	受給者総数	1,647	1,738	1,853	1,897	2,073	
	※1	児童発達支援	885	939	984	963	1,047
		放課後等デイサービス	718	769	842	898	1,009
		保育所等訪問支援 (※3)	167	132	134	191	209
	計画作成済総数	1,647	1,738	1,853	1,897	2,073	
	※1 ※2	児童発達支援	469	380	302	285	254
		放課後等デイサービス	541	521	524	494	504
		保育所等訪問支援 (※3)	165	80	55	60	38
	セルフプラン総数	593	822	1,018	1,114	1,323	
	セルフプラン率 (%)	36.0	47.3	54.9	58.7	63.8	

※1 各サービスの実人数だが重複利用含むため総数と一致しない

※2 セルフプランを除く実人数

※3 未就学児年齢および就学児年齢の実人数

3 セルフプランについて

サービス等利用計画への移行にかかる調査を実施（別紙参照）

別紙

5 江障障第 号
令和5年 月 日

区内指定特定相談支援事業所
管理者 各位

江東区障害福祉部
障害者支援課長 佐久間 俊育

セルフプランにかかるアンケート調査の実施について（依頼）

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。
す。

標記の件につきまして、アンケート調査を実施させていただきますので、ご多忙
のことと存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 調査目的

利用者本人が作成するサービス等利用計画（以下「セルフプラン」という。）は、
申請者の希望により、指定特定相談支援事業者が作成するプランに代えて提出する
ことができると示されています（※）。

しかしながら、セルフプランにより希望するサービスを受給できている利用者が
いる一方、適切なサービスを受けられていない場合も想定されます。適切なサービ
スを受けるためには、計画相談支援への移行が必要ですが、事業所や相談員の限ら
れた状況から、まずは優先的に移行を促す利用者を把握する必要があると考えてい
ます。

つきましては、別紙のとおり、事業者の皆さまにご意見をいただきたく存じます。

2 調査方法

江東区ケア倶楽部アンケートより実施

（※）厚生労働省令和3年4月8日事務連絡「相談支援に関するQ&Aの改正に
ついて」

【担当】

障害者支援課支援調整係 鴨田・今村

TEL：03-3647-9507

「セルフプランにかかるアンケート調査」調査票

1 セルフプランの利用者のうち、どのような場合を優先的に計画相談支援への移行を勧めたほうが良いと考えますか。

(例)

- ・複数のサービスを利用している
- ・就労系のサービスを利用している

2 セルフプランであっても、計画相談支援と同じようにサービスを利用できる状況は、どのような場合だと考えますか。

(例)

- ・同居家族がおり、単一のサービスのみ利用している
- ・施設入所支援、療養介護を利用している

江東区ケア倶楽部アンケート機能よりご回答ください

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画 構成（案）

章立て	章の名称	見出し	内容
第1章	計画策定の基本的考え方	1 計画策定の趣旨と背景 2 計画の位置づけと他計画との関係 3 計画の策定体制 4 計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画をなぜ策定する必要があるのか、どのような計画であるか、どのように本計画を策定したか等、計画の基本的な事項や前提となることについて説明します。 ○ 本計画では、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定するため、それぞれどのような性質であり、他の計画とどのような関係性であるのか等、図表を用いて分かりやすく示します。
第2章	本区の障害のある人を取り巻く状況と課題	1 統計データからみる状況 2 障害者実態調査結果からみる状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江東区の障害者福祉に関する現状を様々な統計や実態調査結果からまとめています。 ○ 各手帳所持者数や難病患者数等の推移をグラフを用いて示しています。 ○ 現行計画の柱立てに沿ってグラフや表を用いながら実態調査結果を示し、分野ごとに課題を抽出しています。
第3章	計画の基本理念・基本目標	1 基本理念 2 基本目標 3 施策体系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本計画の大きな方向性や根幹となる考え方を示しています。 ○ 基本理念の根拠や基本目標の内容等について文章で説明しています。 ○ 基本理念・基本目標を受けて取り組む施策体系を示します。
第4章	障害者福祉施策の方向と展開 【江東区障害者計画】	1 施策の方向性 2 施策の展開・事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4章を江東区障害者計画として位置づけます。 ○ 第3章の「3 施策体系」に基づき、具体的な障害者福祉に関する施策や事業の内容を示します。 ○ 国や都の動向、江東区の課題、これまで推進してきた施策や事業の進捗状況を踏まえ、今後6年間に実施する施策や事業を示します。
第5章	障害福祉サービス等における目標と見込み 【江東区第7期障害福祉計画】	1 成果目標 2 障害福祉サービスの見込みと確保方策 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5章を江東区第7期障害福祉計画として位置づけます。 ○ 国から発出される基本方針やこれまでの実績を踏まえ、成果目標や各サービス量の見込み、設定を行います。 ○ 見込み量を円滑に提供するための方策を示します。
第6章	障害児へのサービスにおける目標と見込み 【江東区第3期障害児福祉計画】	1 成果目標 2 障害児へのサービスの見込みと確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6章を江東区第3期障害児福祉計画として位置づけます。 ○ 国から発出される基本方針やこれまでの実績を踏まえ、成果目標や各サービス量の見込み、設定を行います。 ○ 見込み量を円滑に提供するための方策を示します。
第7章	計画の推進体制	1 計画の推進体制 2 計画の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画のすべてに係る項目とします。 ○ 本計画を円滑かつ効果的に進めるための取組を示します。 ○ 本計画で掲げる施策や事業の進捗状況を定期的に評価・検証し、改善を図ることで計画の実効性を担保します。
資料編		1 計画の策定経過 2 委員会設置要綱 3 委員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画を策定する過程で実施した各委員会や実態調査、パブリックコメント等を時系列で示します。 ○ 各委員会の設置要綱、委員様のお名前を掲載します。

次期計画におけるポイント

(1) 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

項目	内容
国の動向	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における相談支援体制の充実強化【障害福祉計画及び障害児福祉計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進、「地域づくり」に向けた協議会の活性化 ■障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】 <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化 ・地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備について市町村の努力義務化 ・都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともにこれらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保 ■障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進【障害福祉計画及び障害児福祉計画、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進 ■意思疎通支援事業等の拡充【令和5年度地域生活支援事業費等補助金】 <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実
江東区の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者調査 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用において区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「電話での相談」が41.3%と最も高く、次いで「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が26.8%、「相談窓口に関する情報提供」が22.4%となっています。 ・情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充

実」が42.7%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が32.1%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.0%となっています。

■障害児調査

- ・福祉サービスの利用で区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が40.5%と最も高く、次いで「専門性の高い相談」が34.3%、「電話での相談」が33.0%となっています。
- ・情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」が55.2%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が42.9%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.9%となっています。



次期計画における
ポイント

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・相談支援体制の強化
- ・障害特性に配慮した情報伝達手段の充実

(2) 自立生活の支援

項目	内容
国の動向	<p>■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援など、地域ニーズへの対応 ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 <p>■障害福祉サービスの質の確保【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 <p>■障害福祉人材の確保・定着【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場

	環境の整備の推進
江東区の状況	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来希望している暮らし方について、令和4年調査全体では「わからない」が24.8%と最も高く、次いで「親元から独立した生活（一人暮らし、結婚など）」が17.4%、「親や親族のもとでの生活」が13.7%となっています。 ・希望する暮らしをするために必要なことについて、令和4年調査全体では「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が21.9%と最も高く、次いで「医療やリハビリテーションの充実」「特にない」が同率で17.0%、「働く場所の確保」が14.4%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在利用しているサービス提供事業者への要望について、令和4年調査全体では「必要な量のサービスを提供できる体制の確保」が40.5%と最も高く、次いで「希望する曜日・時間帯に制約がないこと」が39.4%、「サービス従事者（ホームヘルパーなど）の質の確保」が33.0%、「担当者が短期間で交替しないこと（継続的な対応）」が32.1%となっています。 ・将来自立した生活を送るために必要なことについて、令和4年調査全体では「働く場所の確保」が50.6%と最も高く、次いで「自立生活・就労のための訓練・指導・支援」が42.9%、「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が18.5%となっています。 <p>■サービス提供事業所調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所を経営していく上での課題について、令和4年調査全体では「スタッフの確保」が80.9%と最も高く、次いで「スタッフの資質向上」が78.7%、「事務作業量の軽減」が63.2%となっています。 ・事業者が、入所者の地域生活への移行を進める上での課題と思うことについて、令和4年調査全体では「移行後の住まいの確保」が50.0%と最も高く、次いで「利用者家族の高齢化」が46.3%、「地域における障害への理解促進」が43.4%となっています。



次期計画におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」に備え、地域生活支援拠点等の障害者とその家族を支えるサービス・支援の充実 ・障害福祉サービス、障害児通所支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上 ・家族介護者に対する支援の充実 ・障害福祉人材の確保、定着
--------------	--

(3) 健康を守る保健・医療の充実

項目	内容
<p>国の動向</p>	<p>■障害児のサービス提供体制の計画的な構築【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> -重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上 -保健、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <p>■難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法・児童福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒し ・各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化
<p>江東区の状況</p>	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が85.1%、「受けている」が8.6%となっています。 ・日常生活で医療的ケアを受けている方のその内訳について、令和4年調査全体では「その他」が55.6%と最も高く、次いで「酸素吸入」が16.5%、「経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）」が15.0%となっています。 ・主な介護者が、医療的ケアを必要とする人の介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「経済的な負担が大きい」が13.9%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が10.9%、「災害時の対応（避難方法や避難先での生活など）」が10.7%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が93.3%、「受けている」が3.0%となっています。 ・日常生活で医療的ケアを受けている方のその内訳について、令和4年調査全体では「経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）」「酸素吸入」が同率で42.9%と最も高く、次いで「吸引（口・鼻

	<p>腔内、気管内)」「その他」が同率で35.7%となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な介護者が、医療的ケアを必要とするこどもの介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「医療的ケアを必要とするこどもがいない」が49.8%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が12.1%、「経済的な負担が大きい」が9.9%、「保護者や介護者などの就労に制限がある」が9.1%となっています。
--	--



次期計画におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする人、こどもに対する医療的ケアの内容に応じた支援の充実 ・医療的ケアを必要とする人、こどもの家族に対する負担軽減のための支援の実施 ・適切な医療的ケアを提供するための保健、福祉、医療分野の関係機関の連携強化
--------------	--

(4) ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善

項目	内容
国の動向	
江東区の状況	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が32.6%と最も高く、次いで「すぐに疲れてしまう」が31.9%、「特にない」が21.0%となっています。 ・住まいに関して必要な支援について、令和4年調査全体では「特にない」が35.5%と最も高く、次いで「家賃の補助」が24.6%、「家具転倒防止や耐震化・不燃化などの災害対策」が17.7%となっています。 ・公園で不便に感じていることについて、令和4年調査全体では「不便に感じることはない」が45.5%と最も高く、次いで「公衆便所や水飲みなど施設が使いにくい」が23.2%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「特にない」が32.5%と最も高く、次いで「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が29.1%、「すぐに疲れてしまう」が17.7%、「障害に対する周囲の人々の理解が足りない」が17.0%となっています。 ・公園で不便に感じていることについて、令和4年調査全体では

「不便に感じることはない」が43.5%と最も高く、次いで「公衆便所や水飲みなど施設が使いにくい」が25.6%、「使いやすい道具がない」が16.4%となっています。



次期計画における
ポイント

- ・住まいにおけるバリアフリー化の推進
- ・ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備

(5) 雇用・就労の拡大

項目	内容
<p>国の動向</p>	<p>■福祉施設から一般就労への移行等【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への意向及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応、就労選択支援の創設への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 <p>■障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施 ・雇用義務の対象外である週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるように改正 ・障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化
<p>江東区の状況</p>	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労している方が、仕事をする上で困っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「その他」が24.1%と最も高く、次いで「上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方が難しい」が11.8%、「通勤距離・時間、通勤時の混雑が負担に感じる」が11.2%となっています。 ・事業所等に通所している方が、現在困っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「その他」が19.9%と最も高く、次いで「通所距離・時間、通所時の混雑が負担に感じる」が5.9%、「指導員（支援員）とのコミュニケーションの取り方が難しい」「定期的な通院や健康管理との両立が難しい」が同率で

	<p>5.5%となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事をしていくために必要なことについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「上司や同僚の理解と協力があること」が40.5%と最も高く、次いで「自分自身に意欲があること」が37.9%、「家族の理解と協力があること」が20.8%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の希望する進路について、令和4年調査全体では「まだ決めていない」が35.6%と最も高く、次いで「進学する（大学・専門学校など）」が28.2%、「会社などに就職する（一般就労）」が15.5%となっています。
--	---



<p>次期計画におけるポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対する障害理解の促進、合理的配慮の提供に関する啓発の実施 ・障害特性に応じた障害者の就労機会、場の拡充 ・就労選択支援の実施
---------------------	--

(6) 地域活動の支援

項目	内容
<p>国の動向</p>	<p>■障害者による文化芸術活動の推進【障害者文化芸術推進法、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による鑑賞、創造、発表等の文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・第2期の基本計画期間（令和5～9年度）において、中長期的な施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔軟な対応に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを推進
<p>江東区の状況</p>	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が38.1%と最も高く、次いで「特に何もしない」が9.5%、「近所の散歩」が7.8%となっています。 ・取り組んでみたいと思ったスポーツについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が43.7%と最も高く、次いで「水泳」が12.4%、「卓球」が7.4%、「ボッチャ」が7.3%となっています。 ・取り組んでみたい文化芸術活動について、令和4年調査全体では「音楽（合唱、室内楽、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）」が35.8%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思う文化芸術活動はない」が26.3%、

	<p>「映画、アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など」が25.9%となっています。</p> <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が42.7%と最も高く、次いで「近所の散歩」が12.3%、「その他」が9.9%となっています。 ・取り組んでみたいと思ったスポーツについて、令和4年調査全体では「水泳」が39.0%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が27.8%、「ボッチャ」が16.4%、「カヌー」が12.3%となっています。 ・取り組んでみたい文化芸術活動について、令和4年調査全体では「音楽（合唱、室内楽、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）」が58.8%と最も高く、次いで「美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など）」が47.2%、「映画、アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など」が42.7%となっています。
--	--



次期計画におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・余暇活動の機会の充実 ・障害の特性に応じて取り組むことができるスポーツ、文化芸術活動の機会の充実
--------------	--

（7）区民の理解と共感の醸成

項目	内容
国の動向	<p>■障害者等に対する虐待の防止【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進 <p>■成年後見制度利用支援事業の拡充【令和5年度地域生活支援事業費等補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用増への対応のための予算の拡充
江東区の状況	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が59.9%、「ある」が33.3%となっています。 ・共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「近隣住民の理解と協力」が39.6%と最も高く、次いで「経済的支援」が27.5%、「障害者、高齢者等に配慮した「やさしいまちづくり」の推進」が20.1%となって

います。

- ・成年後見制度について、令和4年調査全体では「聞いたことはあるが、よくわからない」が32.1%、「知っている」が27.1%、「知らない、聞いたことがない」が25.0%となっています。

■障害児調査

- ・差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が57.8%、「ある」が39.2%となっています。
- ・共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学習の充実」が45.5%と最も高く、次いで「近隣住民の理解と協力」が31.3%、「障害者就労支援の強化、仕事の開拓、企業開拓」が25.6%となっています。



次期計画における
ポイント

- ・障害理解促進のための施策の充実
- ・学校等における障害理解への啓発
- ・成年後見制度の周知、利用促進

(8) 安全・安心な地域生活環境の整備

項目	内容
国の動向	
江東区の状況	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者名簿」を知っていたかについて、令和4年調査全体では「知らなかった」が72.9%、「知っていた」が21.7%となっています。 ・地域の防災訓練に参加してみたいと思うかについて、令和4年調査全体では「参加は難しいが、見学だけでもしてみたい」が38.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が26.4%、「参加したい」が24.7%となっています。 ・災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供（個室、静かな場所など）」が56.2%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が55.3%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が46.2%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練に参加してみたいと思うかについて、令和4年調査全体では「参加したい」が39.2%と最も高く、次いで「参加は難しいが、見学だけでもしてみたい」が37.3%、「参加したくない」が18.1%となっています。 ・災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供（個室、静かな場所など）」が73.5%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が56.5%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が42.7%となっています。
次期計画におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災訓練への参加促進、地域に対する障害理解促進 ・障害特性に応じた個別避難計画の策定、避難後の支援の実施

(9) 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

項目	内容
国の動向	<p>■障害児のサービス提供体制の計画的な構築【障害福祉計画及び障害児福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進、障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
江東区の状況	<p>■障害者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等の方が、学校などで困っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「特にない」が33.3%と最も高く、次いで「その他」が16.7%、「先生や友達、他の保護者に気をつかう」が11.1%となっています。 <p>■障害児調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活において保護者の方が心配していることや困っていることについて、令和4年調査全体では「特にない」が25.9%と最も高く、次いで「その他」が19.2%、「先生や友達、他の保護者に気をつかう」が17.0%となっています。 ・卒業後の希望する進路について、令和4年調査全体では「まだ決めていない」が35.6%と最も高く、次いで「進学する（大学・専門学校など）」が28.2%、「会社などに就職する（一般就労）」が15.5%となっています。 ・主な介護者が、本人の気持ちになって思う18歳になった時の希望について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「学校・大学・専門学校などへの進学」が44.0%と最も高く、次いで「一般企業への就職」が14.0%、「福祉施設への通所」が9.9%となっています。
次期計画におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた教育の充実 ・接続期や学校卒業後における切れ目のない支援のための体制構築 ・障害の早期発見、療育や教育に円滑につなげるための関係者の連携強化

江東区障害者計画・
江東区第7期障害福祉計画・
江東区第3期障害児福祉計画

基本的考え方・区の現状・基本理念・基本目標
(案)

令和5年6月



スポーツと人情が熱いまち
江東区

計画案確定後、区長あいさつが入ります。

目 次

第 1 章	計画策定の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨と背景	2
2	計画の位置づけと他計画との関係	3
	(1) 計画の位置づけと期間	3
	(2) 他計画との関係	4
3	計画の策定体制	5
	(1) 江東区障害者計画等推進協議会の開催	5
	(2) 庁内計画推進委員会・幹事会の開催	5
	(3) 江東区地域自立支援協議会の開催	5
	(4) 令和4年度江東区地域生活に関する調査の実施	5
	(5) パブリックコメントの実施	6
	(6) 区民説明会・団体説明会の開催	6
4	計画の対象	6
第 2 章	本区の障害のある人を取り巻く状況と課題	7
1	統計データからみる状況	8
	(1) 人口の状況	8
	(2) 障害者手帳所持者数の状況	9
	(3) 自立支援医療（精神通院医療）申請者数の状況	10
	(4) 身体障害者手帳所持者数の状況	10
	(5) 愛の手帳所持者数の状況	12
	(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	13
	(7) 難病患者数の状況	14
	(8) 小児慢性特定疾患患者数の状況	14
	(9) 障害福祉サービス等の利用者数の状況	15
2	障害者実態調査結果からみる状況	16
	(1) 調査目的	16
	(2) 調査の種類と対象者	16
	(3) 回収結果	16
	(4) 主な調査結果とつながる課題	17

第 3 章	計画の基本理念・基本目標	37
1	基本理念	38
2	基本目標	39
基本目標 1	ともに支えあう地域社会の構築	39
基本目標 2	自立した生活を支える支援の充実	39
基本目標 3	就労と社会参加の推進	39
基本目標 4	配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実	39
基本目標 5	安心して暮らすことのできる環境の整備	39



第 1 章

計画策定の基本的考え方



1 計画策定の趣旨と背景

我が国の障害者福祉施策においては、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、あらゆる取組が進められてきました。平成23年から平成25年にかけて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、平成26年1月、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約を批准することとなりました。その後も、障害者雇用促進法の改正、発達障害者支援法の改正、障害者文化芸術推進法の施行が行われるなど、障害のある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年の法改正の動きでは、令和3年6月の障害者差別解消法改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、地方公共団体は国と連携し自主的かつ主体的に医療的ケア児やその家族に対する支援を行う責務を負うこととなり、令和4年6月には児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。さらに、令和4年12月には、障害者総合支援法が改正され、基幹相談支援センターの設置の努力義務化、地域生活支援拠点等の障害者総合支援法への位置づけと努力義務化等が示されています。また、令和5年4月にはこども基本法の施行やこども家庭庁が創設され、障害児を含めこどもの健やかな成長のための切れ目のない支援や仕事と子育ての両立のための支援等が地方自治体の責務とされることとなりました。

このような背景の中、江東区（以下「本区」という）では、平成30年に江東区障害者計画を、令和3年に江東区第6期障害福祉計画・江東区第2期障害児福祉計画をそれぞれ策定し、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、このたび、計画期間満了を迎えることから、国の動向や、これまでの本区の障害者福祉施策の実施状況、本区の障害のある人を取り巻く現状・課題等を踏まえ、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画を策定することとなりました。

2 計画の位置づけと他計画との関係

(1) 計画の位置づけと期間

本計画は、下表の通り各法律に基づき策定する3つの計画から構成されます。

●● 各計画の位置づけ ●●

計画名	項目	内容
江東区 障害者計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	策定内容	障害者施策全般の基本的な方向性を定める
江東区 第7期障害福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	策定内容	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
江東区 第3期障害児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	策定内容	障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量、見込み量確保のための方策を定める

江東区障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、江東区第7期障害福祉計画、江東区第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

いずれの計画も計画期間中において社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを行います。

●● 各計画の期間 ●●

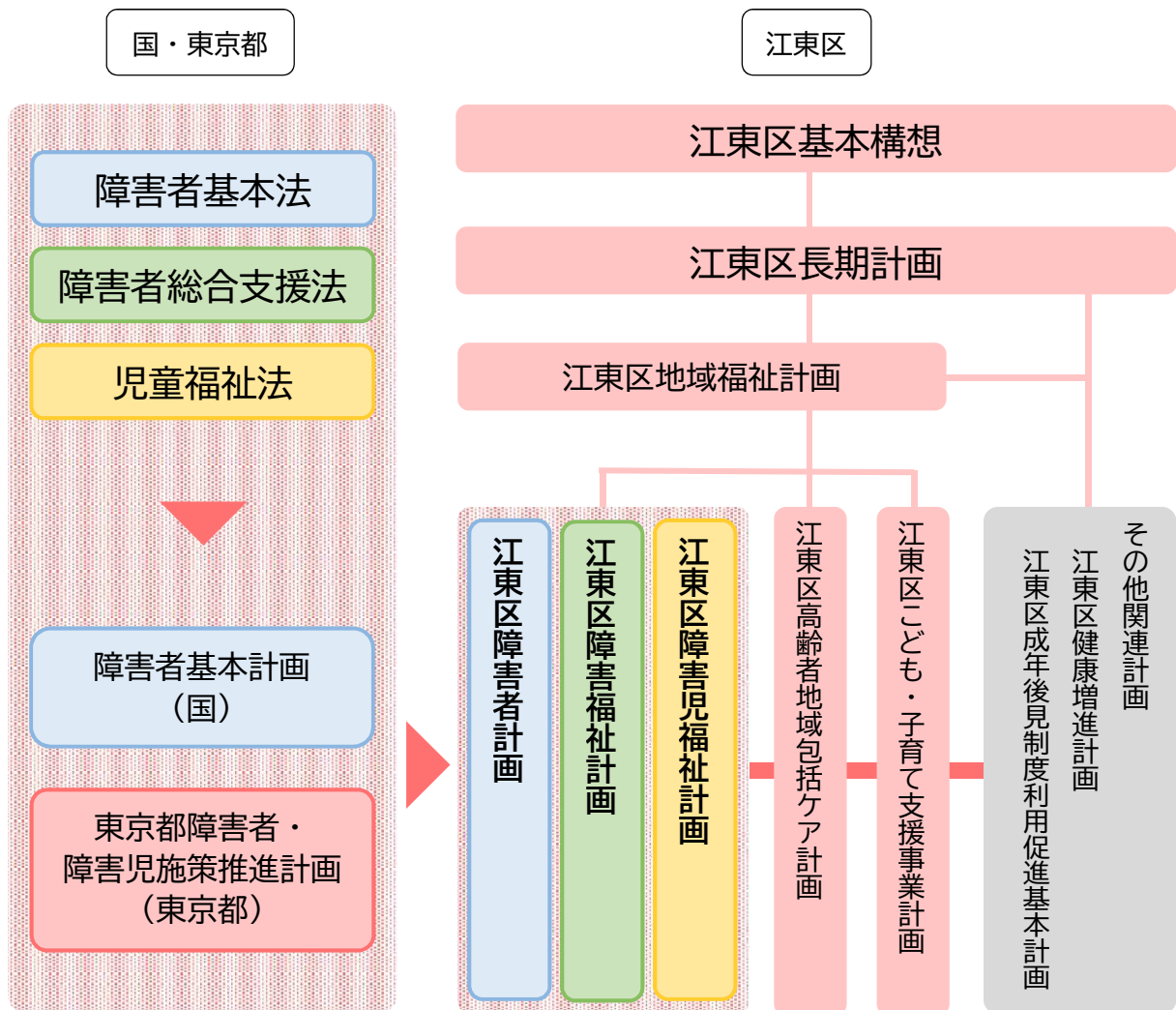
計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	前回計画			今回計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

(2) 他計画との関係

本計画は、国の障害者福祉施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」との整合性を図ります。

また、本区の最上位計画である「江東区基本構想」「江東区長期計画」の部門別計画とし、上位計画である「江東区地域福祉計画」をはじめ、「江東区高齢者地域包括ケア計画」「江東区こども・子育て支援事業計画」「江東区成年後見制度利用促進基本計画」「江東区健康増進計画」等との整合性を図ります。

●● 他計画との関係 ●●



3 計画の策定体制

(1) 江東区障害者計画等推進協議会の開催

江東区障害者計画等推進協議会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

学識経験者や医療、教育又は福祉等に従事する専門家、障害者団体が推薦する者、事業者及び地域代表、公募区民等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(2) 庁内計画推進委員会・幹事会の開催

庁内計画推進委員会・幹事会は、江東区障害者計画・江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の推進を行っています。

庁内関係部課長により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討します。

(3) 江東区地域自立支援協議会の開催

江東区地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置された協議会であり、地域で生活する障害者を支えるネットワークを構築し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進を行っています。

学識経験者や保健医療関係者、就労支援関係者、権利擁護関係者、教育関係者、障害者団体等の代表者、相談支援事業者、サービス事業者等により組織され、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案について検討し、提言を行います。

(4) 令和4年度江東区地域生活に関する調査の実施

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

区民に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案の公表と意見の募集を行います。行政運営の透明性の向上を図り、区民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施します。

(6) 区民説明会・団体説明会の開催

区民や関係団体等に対し、江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画案の説明と意見の募集を行います。計画案の周知を図るとともに、区民や関係団体等の意見を把握し、計画案に反映することを目的として実施します。

4 計画の対象

障害者基本法第2条では、「障害者」の定義として、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。平成25年度から障害者総合支援法第4条において、上記の定義に難病等が加わりました。

また、児童福祉法第4条では、「障害児」の定義として、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童」と定義しています。

本計画は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条で定める人を対象とし、「障害のある人」と定めます。



第 2 章

本区の障害のある人を取り巻く状況と課題

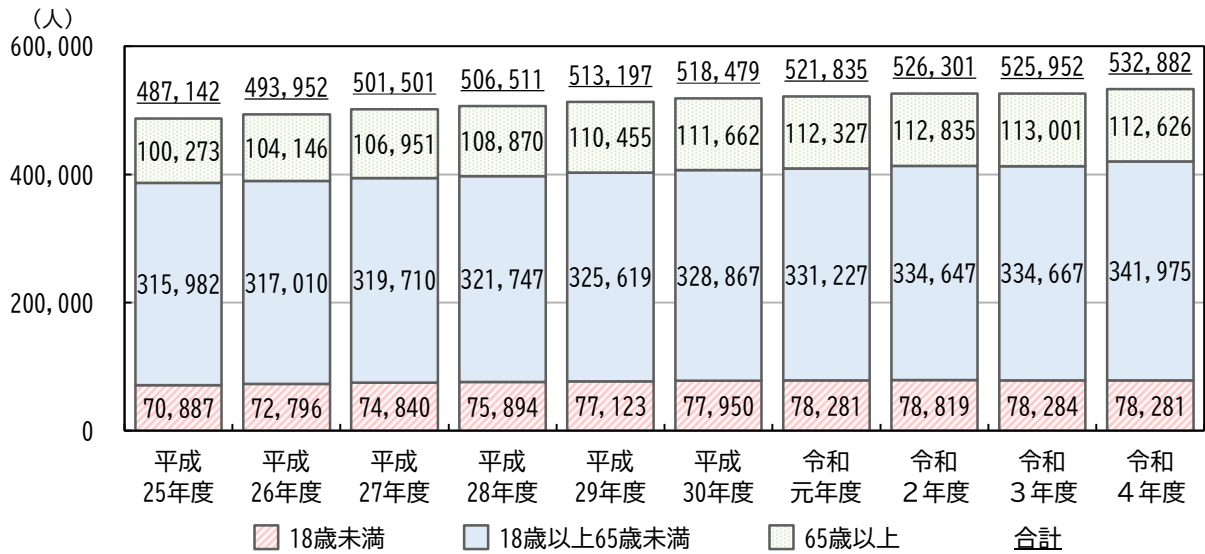


1 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

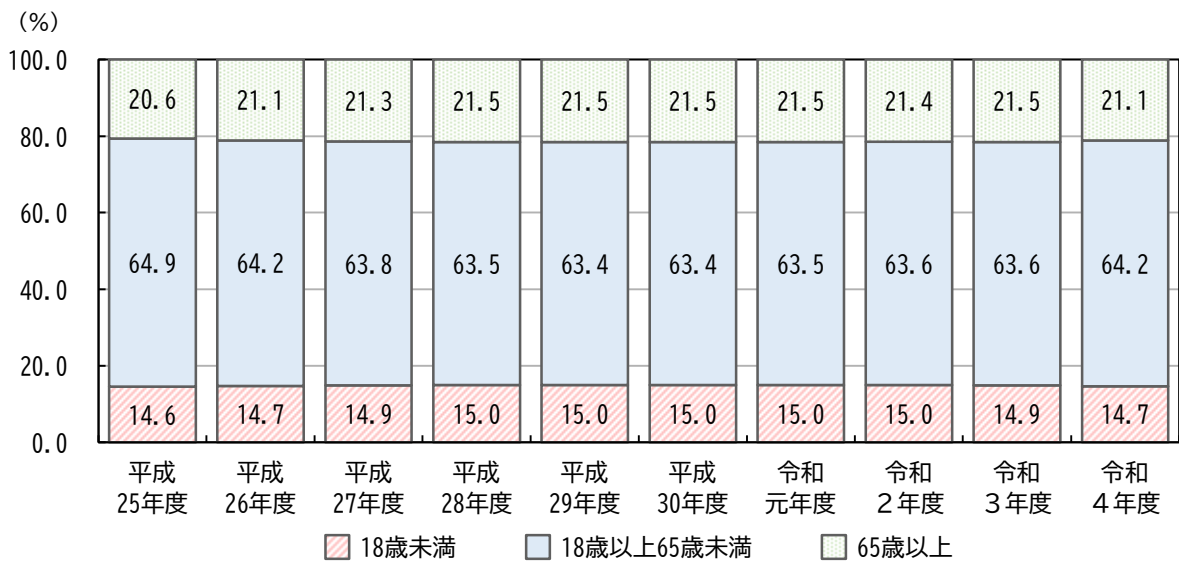
本区の総人口は増加傾向にあり、令和4年度では、532,882人となっており、平成25年度と比較すると、45,740人増加していますが、年齢区分別にみると、18歳未満は令和3年度から減少に転じています。

●● 人口の推移 ●●



本区の総人口に対して占める年齢区分の割合は、65歳以上でわずかに増加傾向となっています。

●● 総人口に対して占める年齢区分の割合の推移 ●●

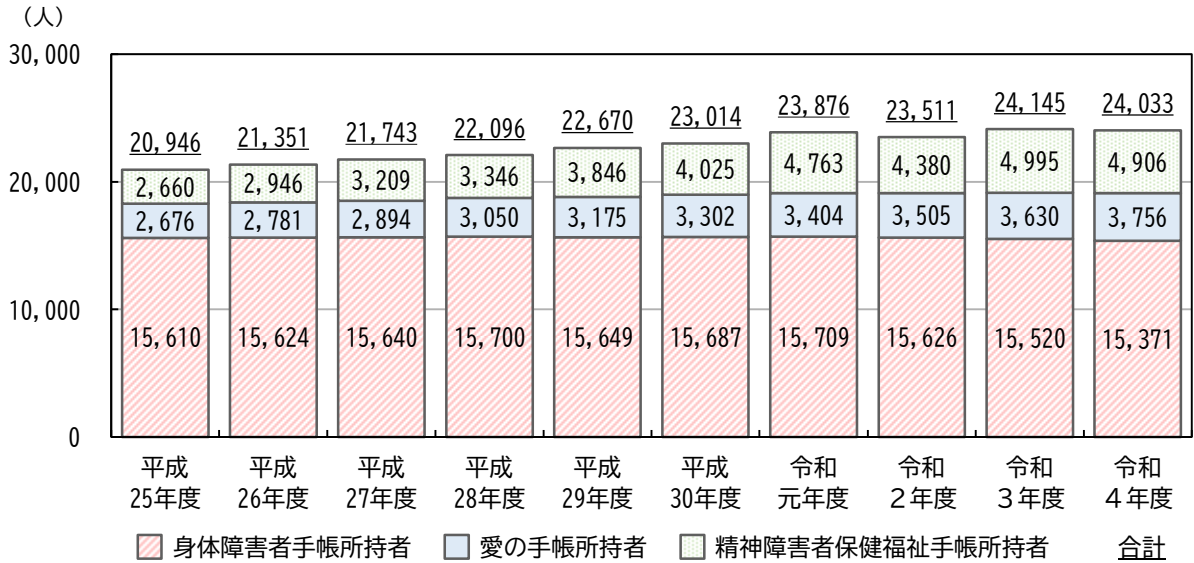


(2) 障害者手帳所持者数の状況

本区の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で24,033人となっており、平成25年度と比較すると、3,087人増加しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数で令和2年度以降減少傾向となっている一方、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数で増加傾向となっています。

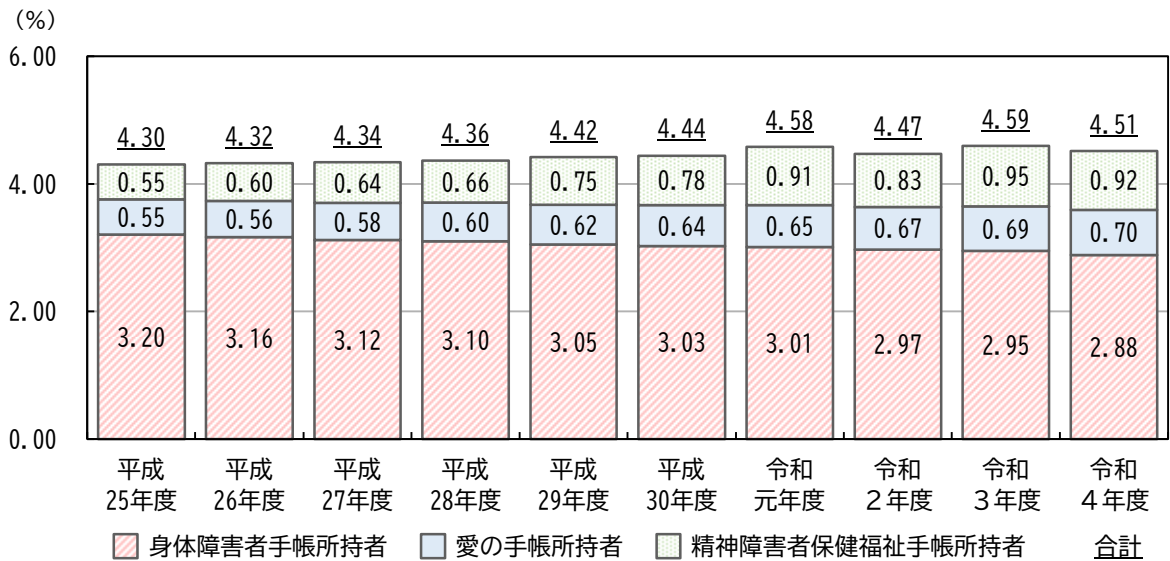
●● 障害者手帳所持者数の推移 ●●



資料：[身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数] 江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）
 [精神障害者保健福祉手帳所持者数] 江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

本区の総人口に対して占める障害者手帳所持者数の割合は増加傾向にあります。

●● 総人口に対して占める障害者手帳所持者数の割合の推移 ●●

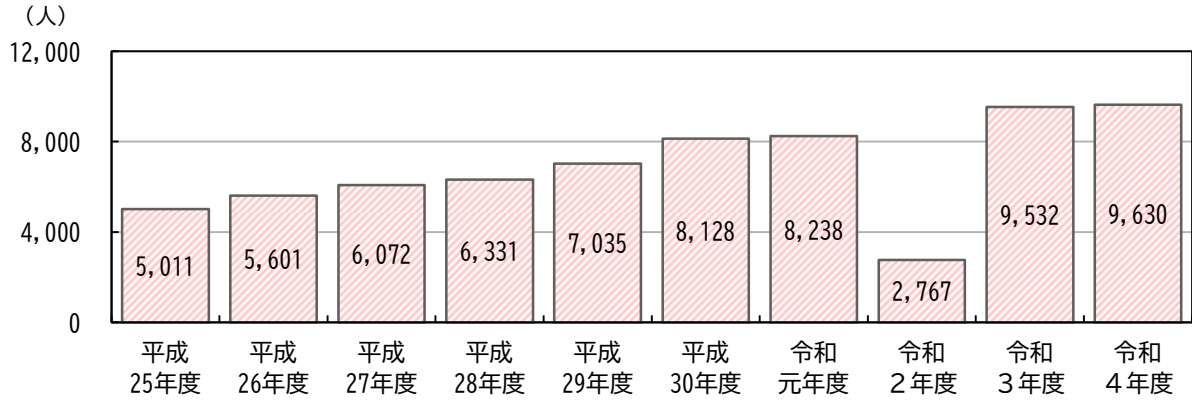


資料：[人口] 江東区区民課（各年度1月1日現在）
 [身体障害者手帳所持者数、愛の手帳所持者数] 江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）
 [精神障害者保健福祉手帳所持者数] 江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）申請者数の状況

本区の自立支援医療（精神通院医療）申請者数は増加傾向にあり、令和4年度で9,630人となっており、平成25年度と比較すると、4,619人増加しています。

●● 自立支援医療（精神通院医療）申請者数の推移 ●●



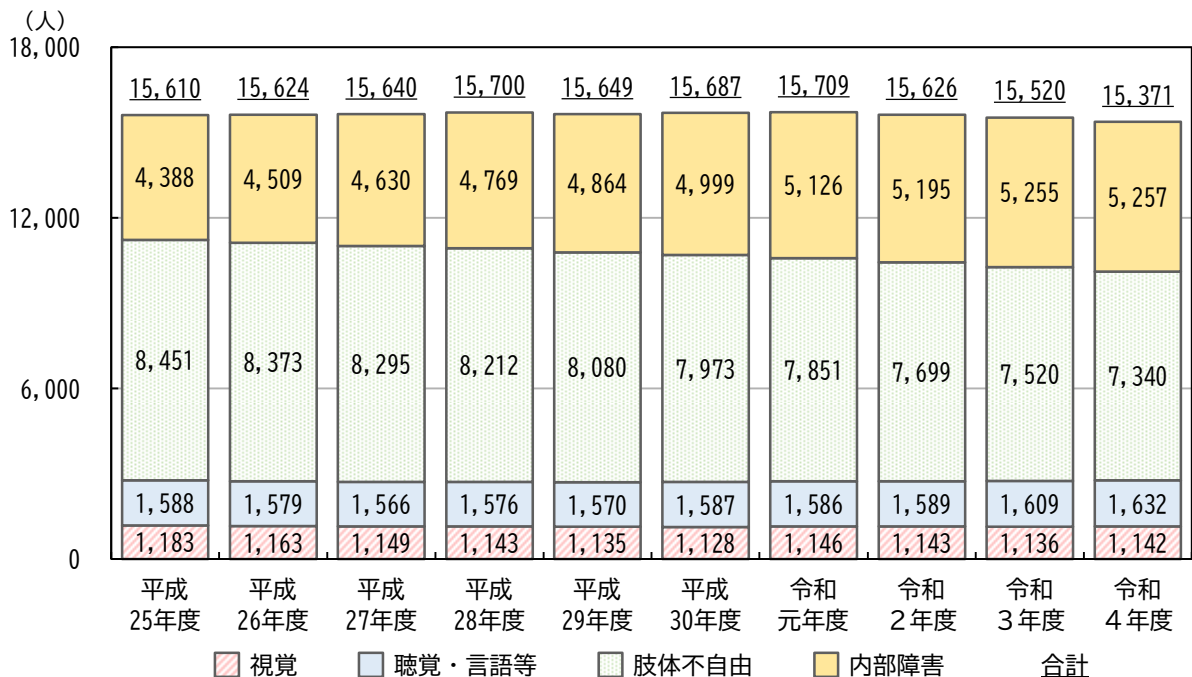
資料：江東区保健予防課（各年度3月31日現在）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間の自立支援医療受給者証の更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(4) 身体障害者手帳所持者数の状況

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を障害内容別にみると、肢体不自由で減少傾向となっている一方、内部障害で増加傾向となっています。

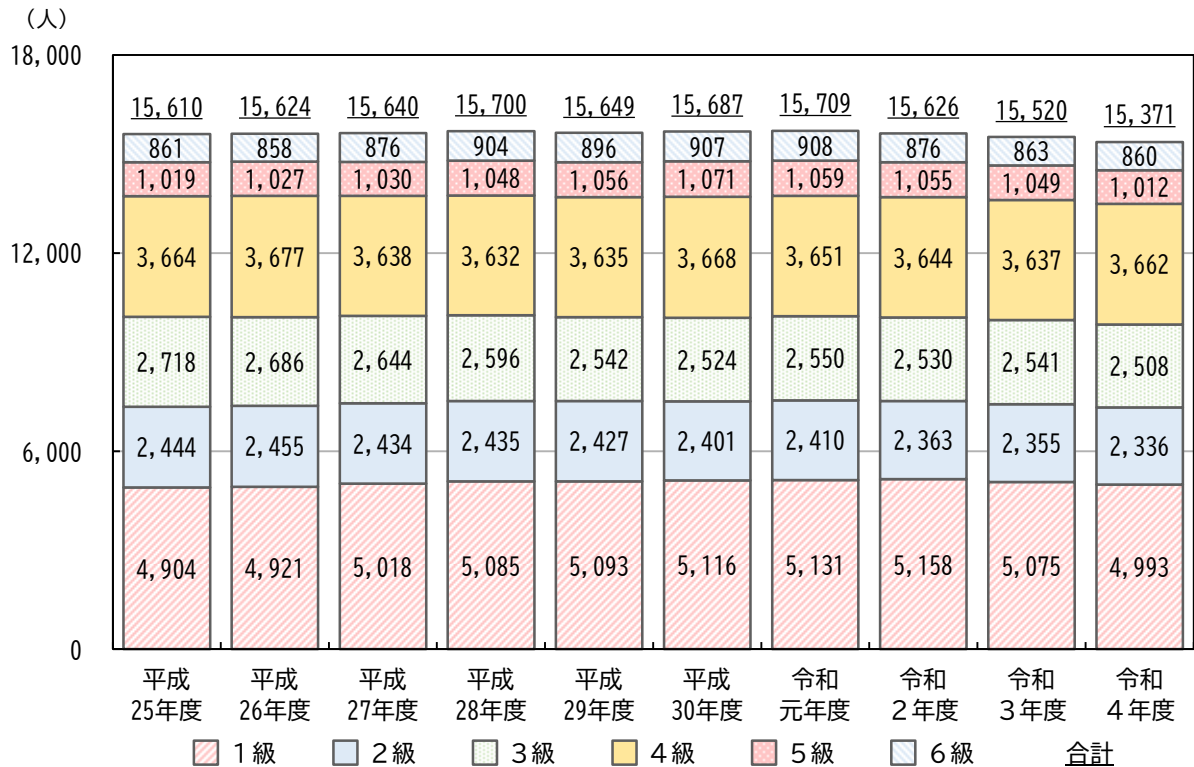
●● 障害内容別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、1級で令和2年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。

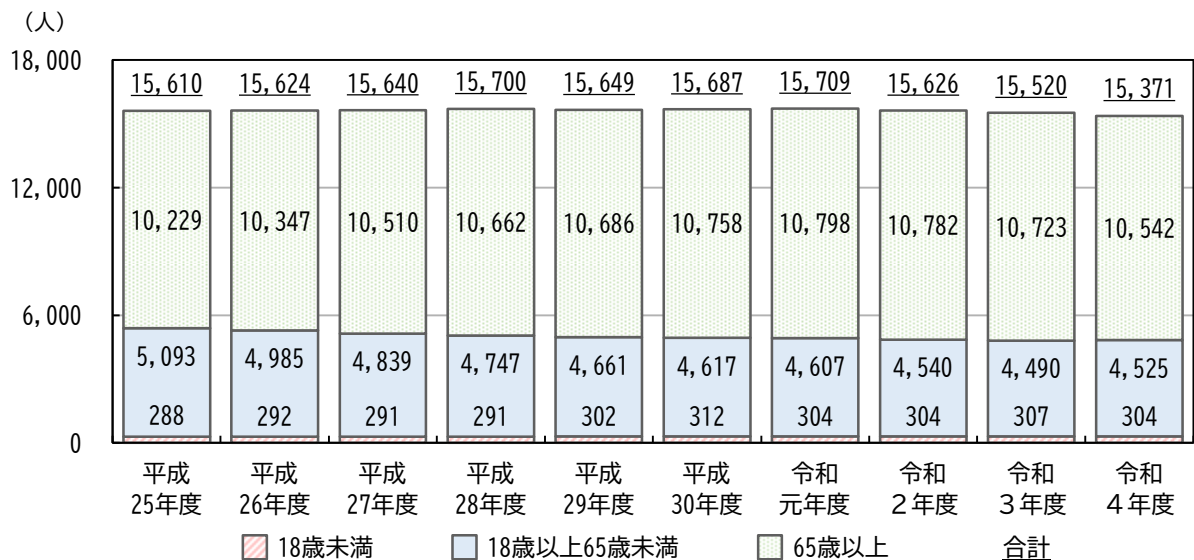
●● 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

本区の身体障害者手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、65歳以上で令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。

●● 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移 ●●

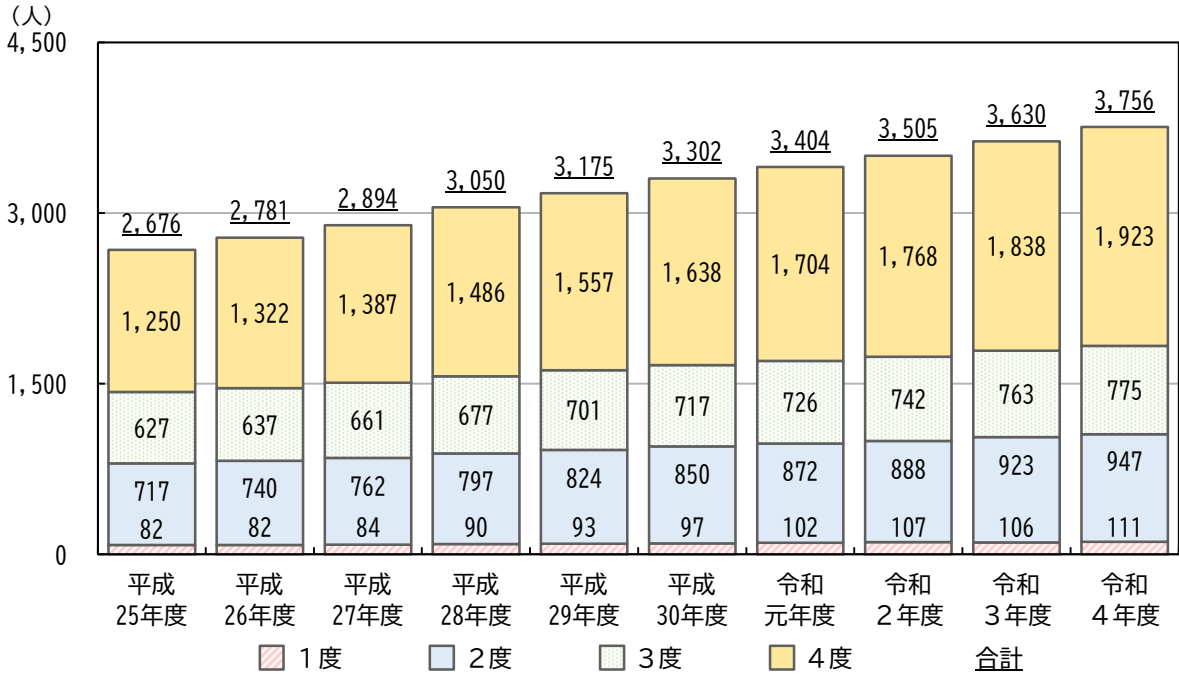


資料：江東区障害者支援課（各年度3月31日現在）

(5) 愛の手帳所持者数の状況

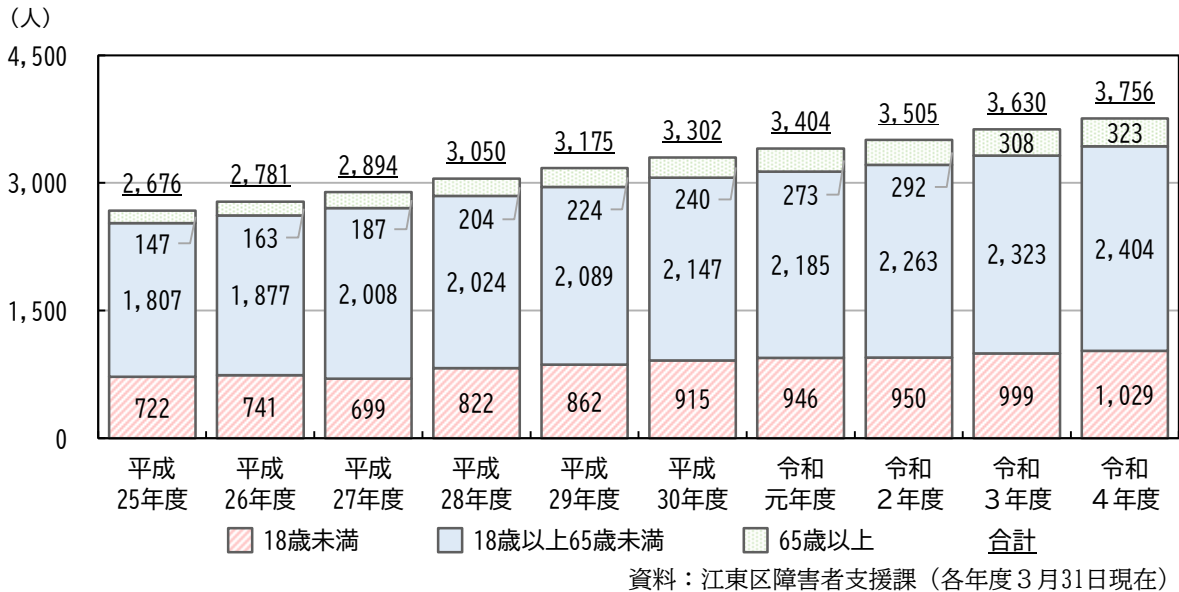
本区の愛の手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、いずれの等級においても増加傾向にあります。特に、4度で大きく増加しており、令和4年度で1,923人となっており、平成25年度と比較すると、673人増加しています。

●● 障害等級別愛の手帳所持者数の推移 ●●



本区の愛の手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、いずれの年齢区分においても増加傾向にあります。

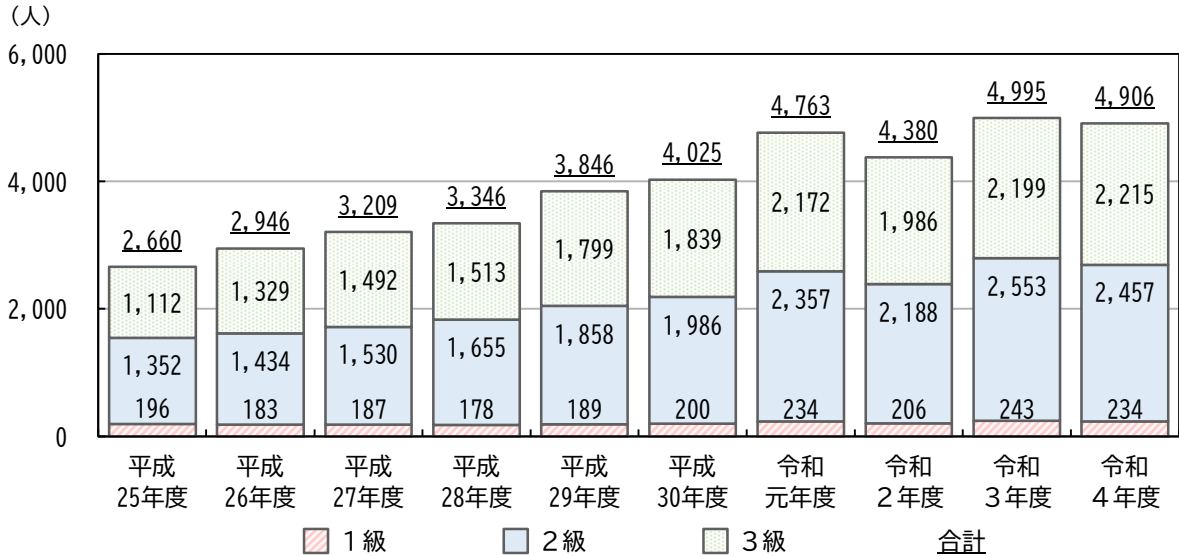
●● 年齢区分別愛の手帳所持者数の推移 ●●



(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本区の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障害等級別にみると、いずれの等級においても増加傾向にあります。特に、2級、3級で大きく増加しており、令和4年度でそれぞれ2,457人、2,215人となっており、平成25年度と比較すると、1,105人、1,103人増加しています。

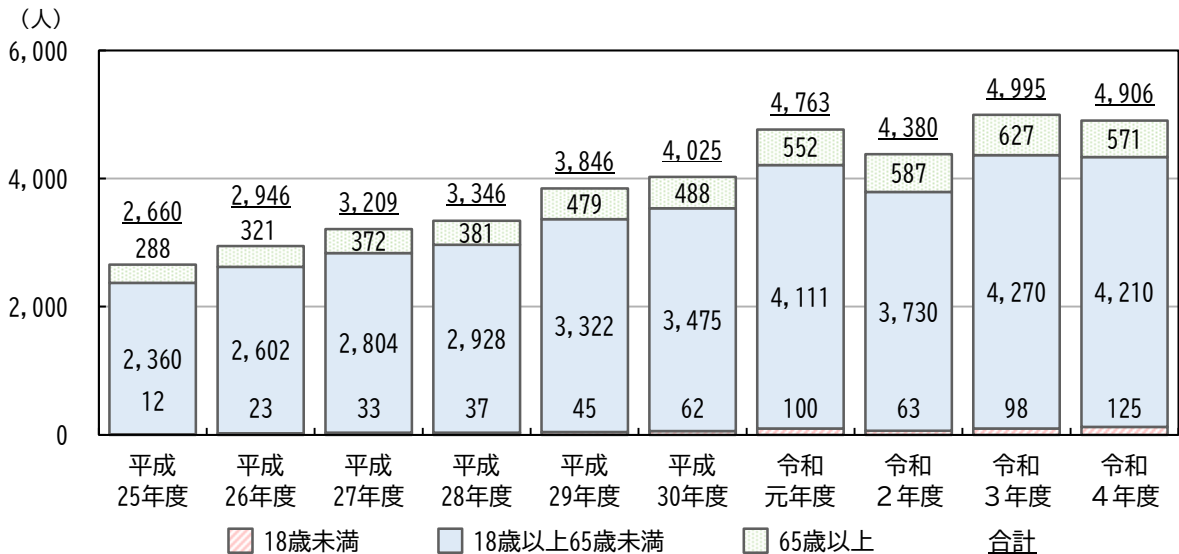
●● 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、手帳取得に係る申請控えがあったことが影響していると推測される。

本区の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、いずれの年齢区分においても増加傾向にあります。

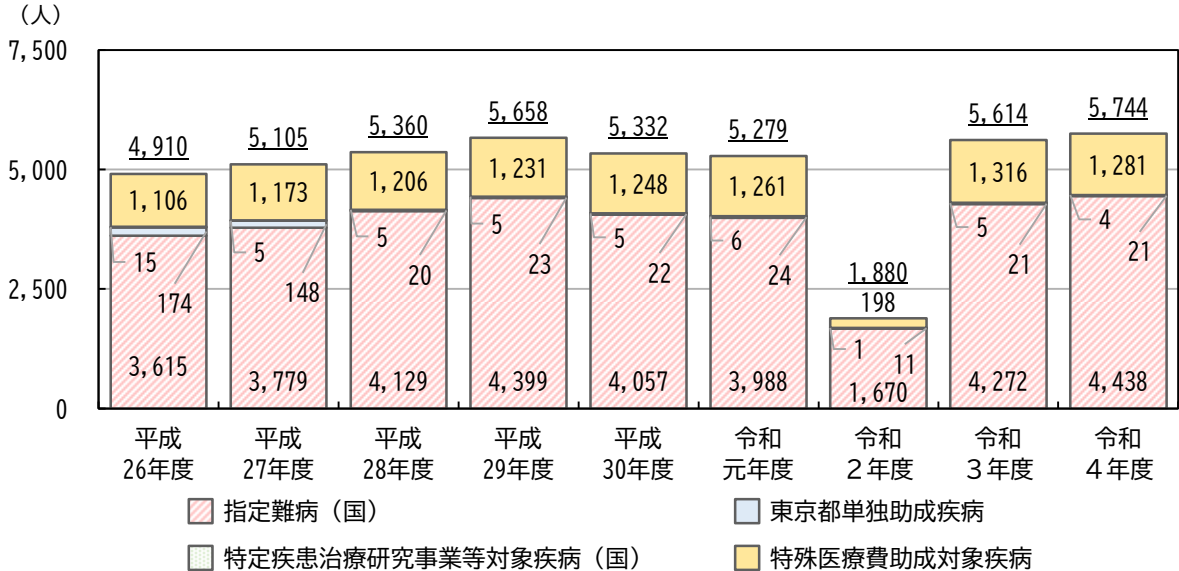
●● 年齢区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ●●



(7) 難病患者数の状況

本区の特殊疾病医療費助成申請受付数は令和3年度以降増加傾向にあり、令和4年度は5,744人となっています。

●● 特殊疾病医療費助成申請受付数の推移 ●●



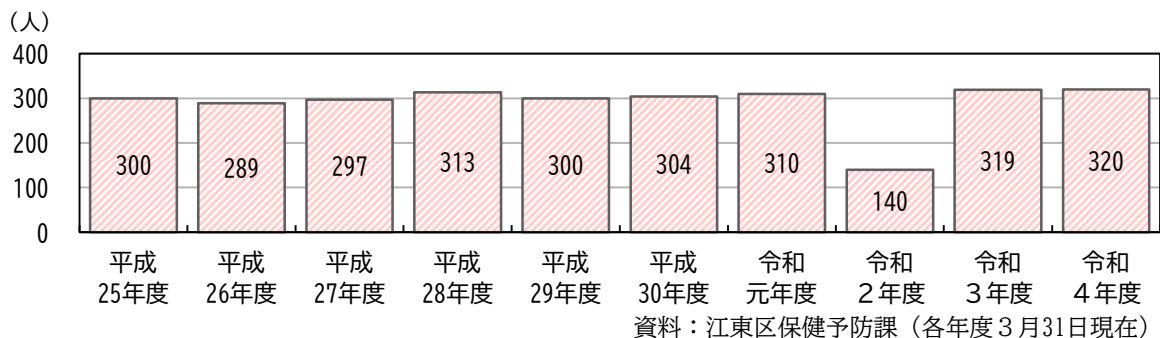
※対象疾病は年々拡大されている。また、上記の人数は、特殊疾病医療費助成申請受付数の総数であり、障害者総合支援法における対象疾病とは異なる。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間内に満了する特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券の有効期間が1年間延長され更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(8) 小児慢性特定疾患患者数の状況

本区の小児慢性特定疾病医療費助成申請受付数は増減を繰り返しながら微増しており、令和4年度で320人となっており、平成25年度と比較すると、20人増加しています。

●● 小児慢性特定疾病医療費助成申請受付数の推移 ●●



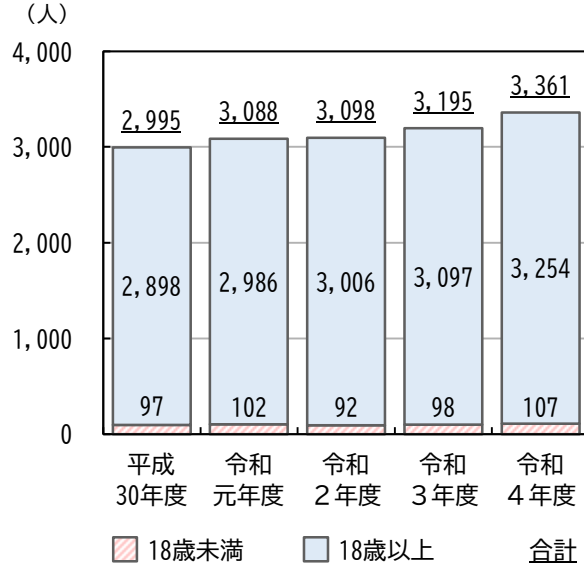
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日の期間内に満了する小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間が1年間延長され更新申請が不要になったことが影響していると推測される。

(9) 障害福祉サービス等の利用者数の状況

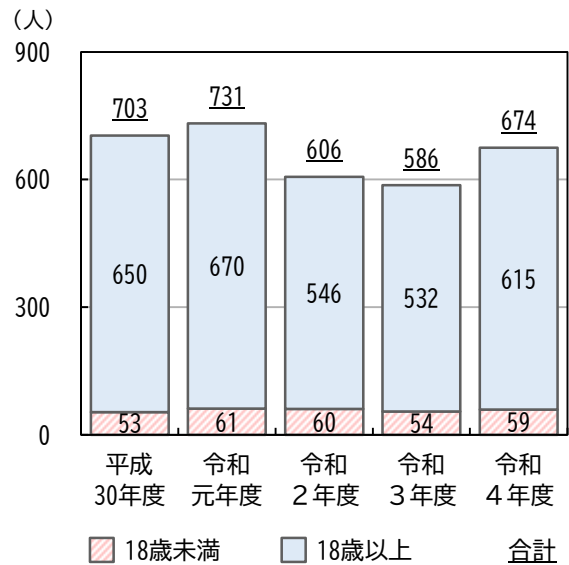
本区の障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和4年度で3,361人となっており、平成30年度と比較すると、366人増加しています。

本区の地域生活支援事業の利用者数は令和4年度で674人となっており、500人台後半から700人台前半の範囲で推移しています。

●● 障害福祉サービス（左図）、地域生活支援事業（右図）の利用者数（実人数）の推移 ●●



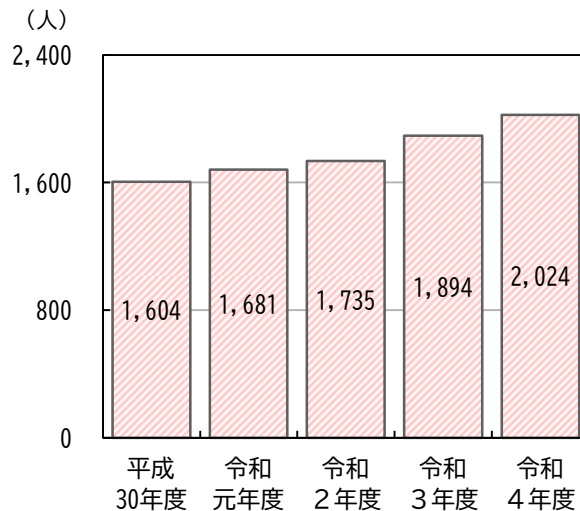
資料：江東区障害者支援課



資料：江東区障害者施策課

本区の障害児支援サービスの利用者数は増加傾向にあり、令和4年度で2,024人となっており、平成30年度と比較すると、420人増加しています。

●● 障害児支援サービスの利用者数（実人数）の推移 ●●



資料：江東区障害者支援課

2 障害者実態調査結果からみる状況

(1) 調査目的

江東区障害者計画・江東区第7期障害福祉計画・江東区第3期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）を実施しました。

(2) 調査の種類と対象者

●● 調査の種類と対象者 ●●

調査種別	障害者調査	障害児調査	サービス提供事業所調査	障害者団体調査
抽出方法	無作為抽出		悉皆調査	
調査地域	江東区全域			
調査方法	郵送配布・郵送回収		郵送配布・郵送回収 (一部の事業所・団体に対し、 対面でのヒアリングを実施)	
調査基準日	令和4年10月1日			
アンケート調査期間	令和4年10月13日～11月14日		令和4年10月6日～10月31日	
ヒアリング調査期間	—		令和4年11月7日～11月17日	

(3) 回収結果

●● 各調査の回収結果 ●●

調査種別	障害者調査	障害児調査	サービス提供事業所調査	障害者団体調査
配布数	3,921件	1,008件	212件	35件
有効回答数	1,555件	464件	136件	24件
有効回収率	39.7%	46.0%	64.2%	68.6%

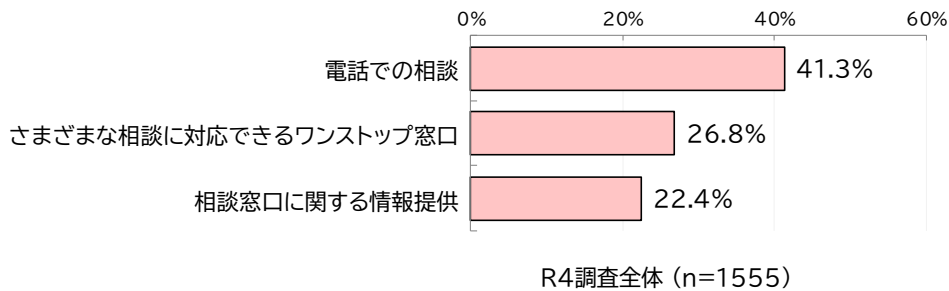
(4) 主な調査結果とかがえる課題

1) 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

① 福祉サービスの利用について区役所などへ相談しやすくするのに必要なこと

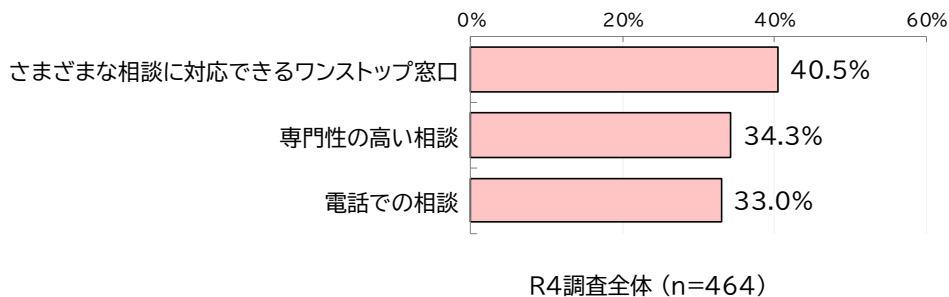
<障害者調査 問20>

福祉サービスの利用において区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「電話での相談」が41.3%と最も高く、次いで「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が26.8%、「相談窓口に関する情報提供」が22.4%となっています。



<障害児調査 問16>

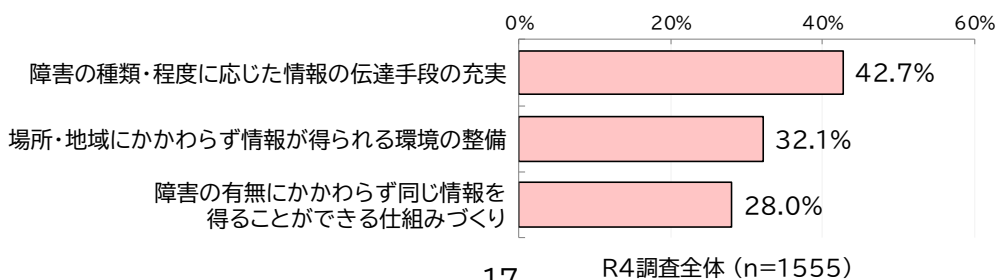
福祉サービスの利用で区役所などへ相談しやすくするために必要なことについて、令和4年調査全体では「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」が40.5%と最も高く、次いで「専門性の高い相談」が34.3%、「電話での相談」が33.0%となっています。



② 情報の取得利用や意思疎通における必要な施策

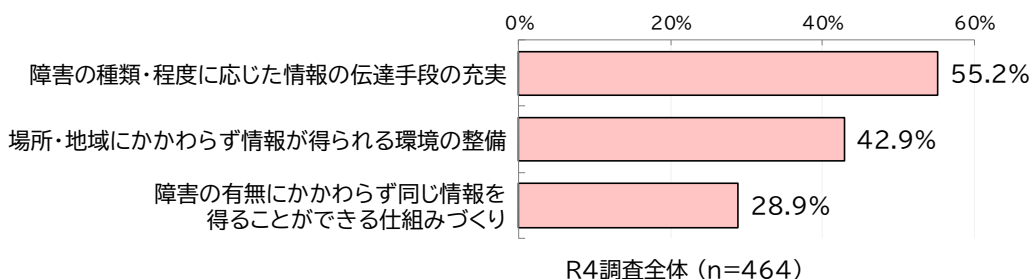
<障害者調査 問21>

情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」が42.7%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が32.1%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.0%となっています。



<障害児調査 問17>

情報の取得利用や意思疎通における必要な施策について、令和4年調査全体では「障害の種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」が55.2%と最も高く、次いで「場所・地域にかかわらず情報が得られる環境の整備」が42.9%、「障害の有無にかかわらず同じ情報を得ることができる仕組みづくり」が28.9%となっています。



③ 区の相談・情報提供体制、コミュニケーション支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問1 >

区の相談・情報提供体制、コミュニケーション支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、基幹相談支援センターの設置を希望する意見や相談支援体制、コミュニケーションの充実を求める意見、情報伝達方法の改善を求める意見等がありました。

主な内容
・ 基幹相談支援センターの設置を望む。
・ 相談支援体制がさらに充実するとよいと思う。
・ コミュニケーションの支援を充実させて欲しい。
・ 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例ができたが、失語症に対する区の理解は進んでいるとは言い難い。
・ 基幹相談支援センターの設置までに、各地域で相談支援をしている人とのネットワークを強化し、地域課題を集約する必要があると思う。児童福祉・障害福祉・高齢者福祉と連携した包括的な支援が求められる。
・ 手話通訳者を配置して欲しい。
・ 知っておくべき情報が探せず、ホームページでもたどり着くのが難しい。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

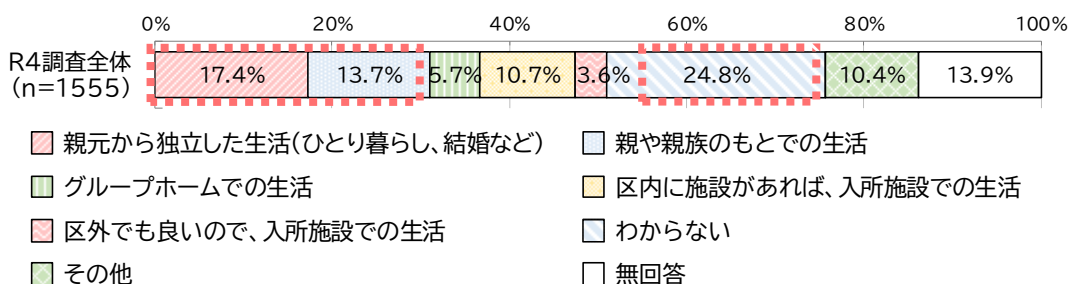
- ・ 相談窓口の周知や機能強化、基幹相談支援センターの設置をはじめとした相談支援体制の充実
- ・ 障害特性に配慮した多様な情報媒体、伝達手段の充実

2) 自立生活の支援

① 将来希望している暮らし方

<障害者調査 問29>

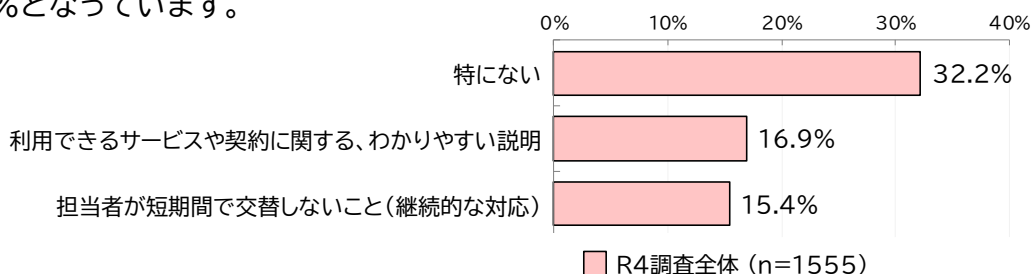
将来希望している暮らし方について、令和4年調査全体では「わからない」が24.8%と最も高く、次いで「親元から独立した生活（ひとり暮らし、結婚など）」が17.4%、「親や親族のもとでの生活」が13.7%となっています。



② 現在利用している福祉サービス提供事業者への要望

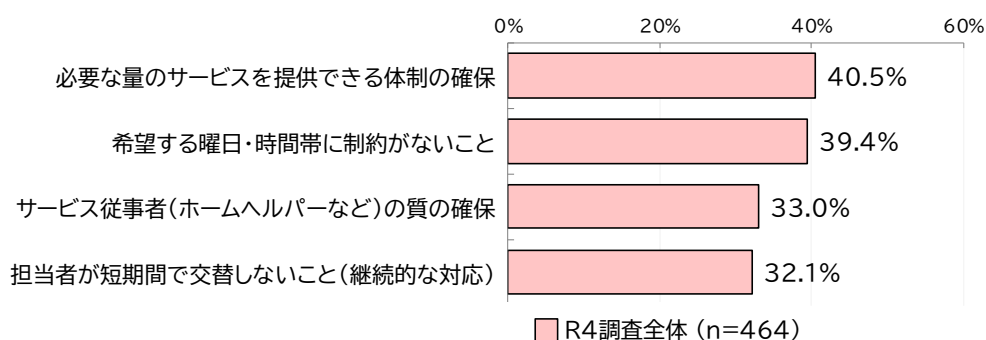
<障害者調査 問24>

現在利用しているサービス提供事業者への要望について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「特にない」が32.2%と最も高く、次いで「利用できるサービスや契約に関する、わかりやすい説明」が16.9%、「担当者が短期間で交替しないこと（継続的な対応）」が15.4%となっています。



<障害児調査 問20>

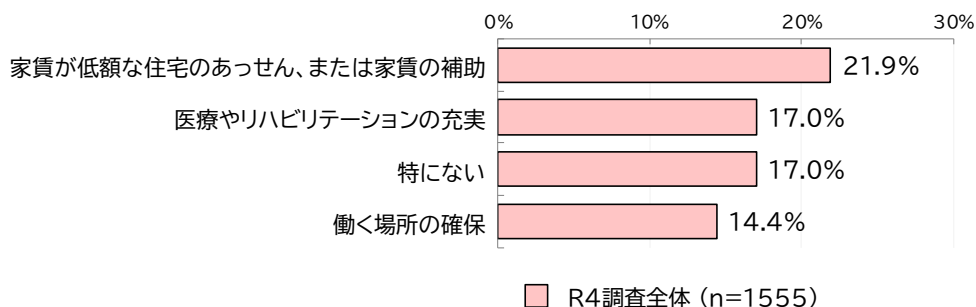
現在利用しているサービス提供事業者への要望について、令和4年調査全体では「必要な量のサービスを提供できる体制の確保」が40.5%と最も高く、次いで「希望する曜日・時間帯に制約がないこと」が39.4%、「サービス従事者（ホームヘルパーなど）の質の確保」が33.0%、「担当者が短期間で交替しないこと（継続的な対応）」が32.1%となっています。



③ 希望する暮らしをするため／将来自立した生活を送るために必要なこと

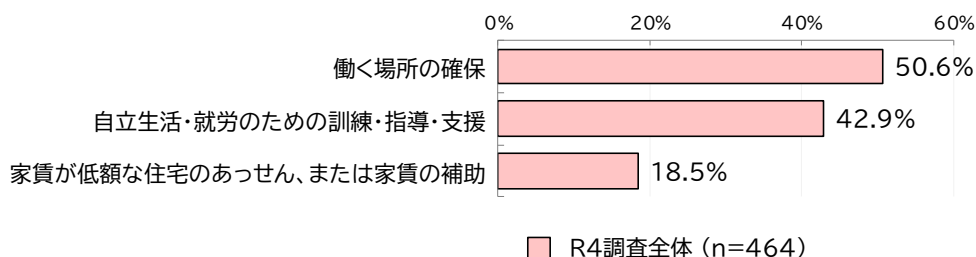
<障害者調査 問30>

希望する暮らしをするために必要なことについて、令和4年調査全体では「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が21.9%と最も高く、次いで「医療やリハビリテーションの充実」「特にない」が同率で17.0%、「働く場所の確保」が14.4%となっています。



<障害児調査 問24>

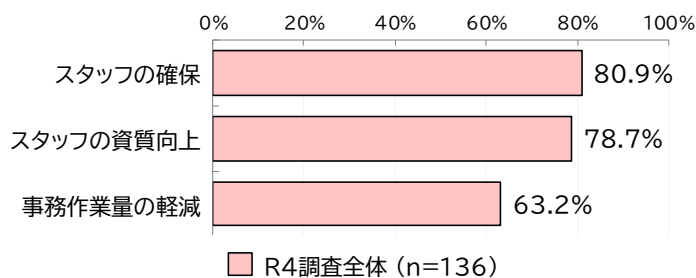
将来自立した生活を送るために必要なことについて、令和4年調査全体では「働く場所の確保」が50.6%と最も高く、次いで「自立生活・就労のための訓練・指導・支援」が42.9%、「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」が18.5%となっています。



④ 事業所を経営していく上での課題

<サービス提供事業所調査 問16>

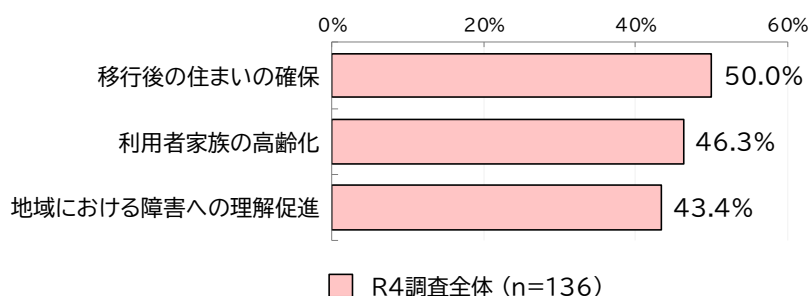
事業所を経営していく上での課題について、令和4年調査全体では「スタッフの確保」が80.9%と最も高く、次いで「スタッフの資質向上」が78.7%、「事務作業量の軽減」が63.2%となっています。



⑤ 入所者の地域生活への移行を進める上での課題

<サービス提供事業所調査 問26>

事業者が、入所者の地域生活への移行を進める上での課題と思うことについて、令和4年調査全体では「移行後の住まいの確保」が50.0%と最も高く、次いで「利用者家族の高齢化」が46.3%、「地域における障害への理解促進」が43.4%となっています。



⑥ 区の自立生活支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問2>

区の自立生活支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、家族介護者の高齢化等により障害のある人の在宅生活を危惧する意見や移動支援のヘルパーの増員を求める意見等がありました。

主な内容
・ 家族の高齢化によって在宅生活が維持できないケースが増加してくる。
・ 老後や介護者が高齢化した場合でも住み慣れた地域で安心して暮らせることができる福祉施設の充実を求める。
・ 障害のある人の日中活動の場が少ない。様々な人が利用できる場を求める。
・ 日常生活自立支援事業は、とても良い事業であるが、なかなか周知されていない。
・ 移動支援のヘルパー人数が足りず、希望する人が利用できていない。
・ 保護者の方の負担が改善されるよう、ショートステイや移動支援がもっと気軽に利用できるようなるとよい。

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

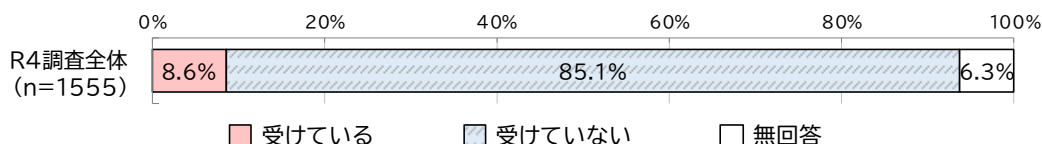
- ・ 「親亡き後」に対応した体制整備、サービス・支援の充実
- ・ 各サービスや支援のニーズに応じた提供体制の確保、質の向上
- ・ 障害福祉に携わる人材の確保、定着
- ・ 家族介護者の負担軽減

3) 健康を守る保健・医療の充実

① 日常生活での医療的ケアの状況／受けている医療的ケアの内訳

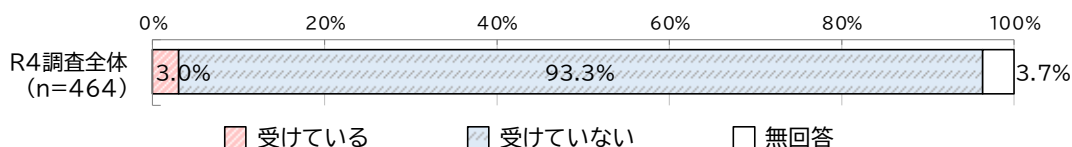
<障害者調査 問8>

日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が85.1%、「受けている」が8.6%となっています。



<障害児調査 問8>

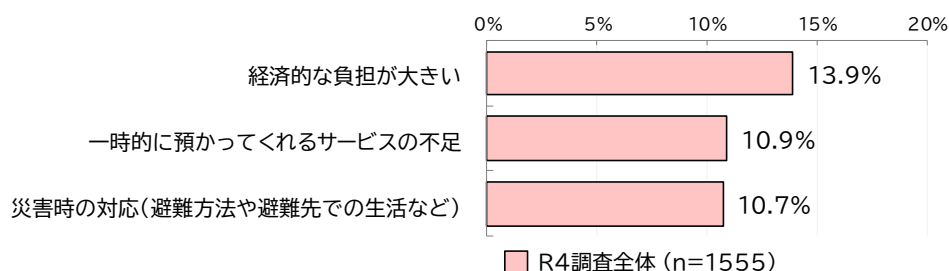
日常生活での医療的ケアの状況について、令和4年調査全体では「受けていない」が93.3%、「受けている」が3.0%となっています。



② 医療的ケアを必要とする人／こどもの介護について困りごとや不安に思うこと

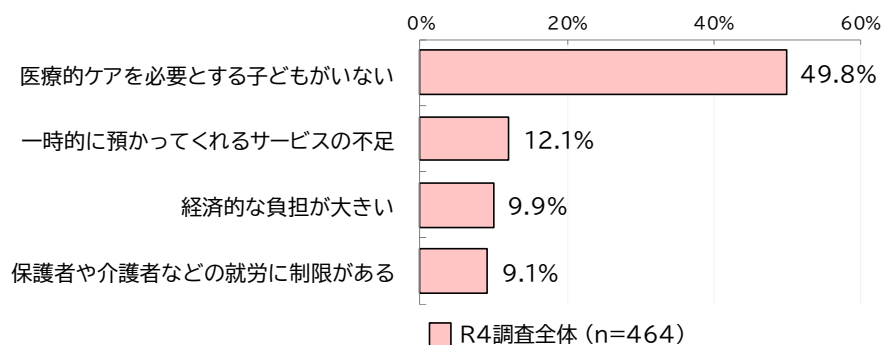
<障害者調査 問68>

主な介護者が、医療的ケアを必要とする人の介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「経済的な負担が大きい」が13.9%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が10.9%、「災害時の対応（避難方法や避難先での生活など）」が10.7%となっています。



<障害児調査 問59>

主な介護者が、医療的ケアを必要とするこどもの介護において困りごとや不安に思っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「医療的ケアを必要とするこどもがいない」が49.8%と最も高く、次いで「一時的に預かってくれるサービスの不足」が12.1%、「経済的な負担が大きい」が9.9%、「保護者や介護者などの就労に制限がある」が9.1%となっています。



③ 区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問3>

区の保健・医療に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療と福祉の連携強化を求める意見、医療従事者への障害理解の促進を求める意見等がありました。

主な内容
・ 自立支援医療（更生医療）制度が分かりづらく、患者仲間に聞くまで知らなかった。保健・医療に関する制度や施策には、どこを探せば有益な情報を得られるのか分からない人が多い印象である。
・ 医療と福祉の連携強化が必要である。利用者の中には、保健所の保健師とつながっている人が年々減少しているように感じる。手帳の取得や自立支援医療の手続きのみの関わりになっており、保健所での栄養指導や親子教室等の周知が必要ではないか。
・ 障害に理解のある病院を見つけることが大変である。地域で暮らすためにも、開業医に対する障害に対する理解促進と周知をお願いしたい。知的障害のある人、こどもの特性等を知る医師が少ない現状について、医師会等を通じて理解して欲しい。
・ 愛の手帳の3度、4度、精神障害者保健福祉手帳の3級の人々の医療負担は大きく、経済的に大変な状況であると聞いている。医療補助の制度があればと思う。
・ 東京都に働きかけて、専門医を配置した、発達障害のある人、こどもの外来や入院ができる病院を区の周辺に開設して欲しい。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

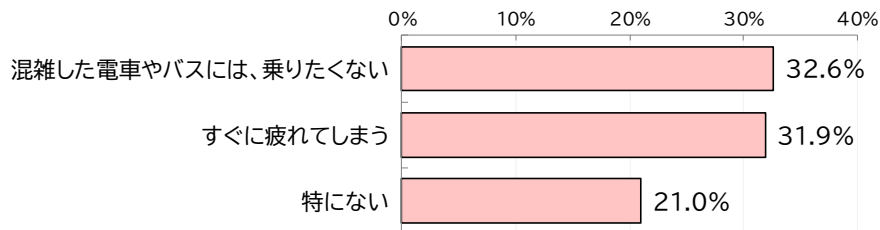
- ・ 保健、福祉、教育、保育、医療分野など関係機関の連携強化
- ・ 医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実

4) ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善

① 社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ること

<障害者調査 問15>

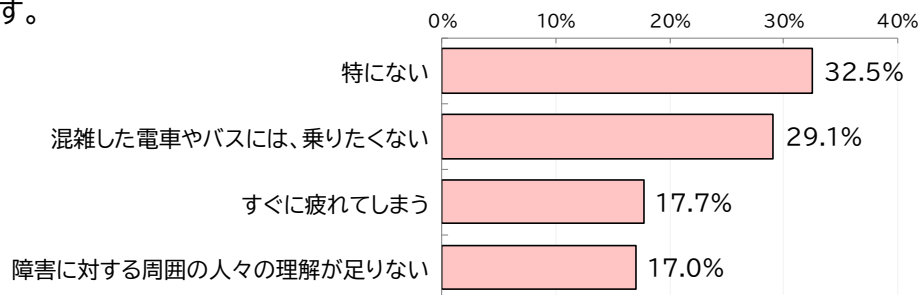
社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が32.6%と最も高く、次いで「すぐに疲れてしまう」が31.9%、「特にない」が21.0%となっています。



R4調査全体 (n=1555)

<障害児調査 問11>

社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることについて、令和4年調査全体では「特にない」が32.5%と最も高く、次いで「混雑した電車やバスには、乗りたくない」が29.1%、「すぐに疲れてしまう」が17.7%、「障害に対する周囲の人々の理解が足りない」が17.0%となっています。

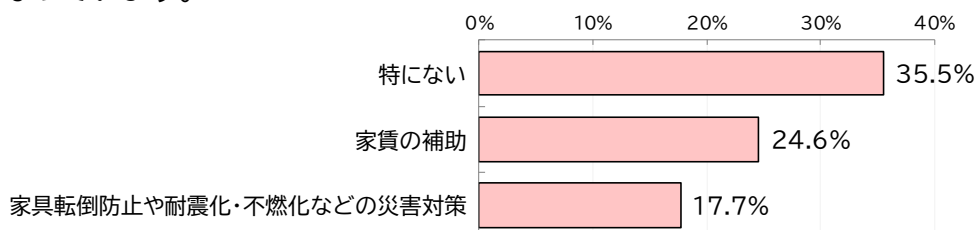


R4調査全体 (n=464)

② 住まいに関して必要な支援

<障害者調査 問27>

住まいに関して必要な支援について、令和4年調査全体では「特にない」が35.5%と最も高く、次いで「家賃の補助」が24.6%、「家具転倒防止や耐震化・不燃化などの災害対策」が17.7%となっています。

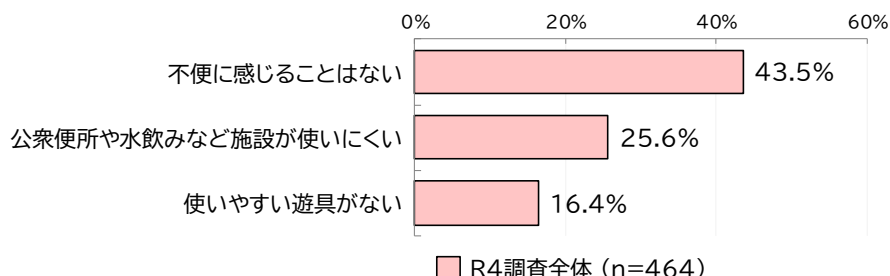


R4調査全体 (n=1555)

③ 公園で不便に感じていること

<障害児調査 問49>

公園で不便に感じていることについて、令和4年調査全体では「不便に感じることはない」が43.5%と最も高く、次いで「公衆便所や水飲みなど施設が使いにくい」が25.6%、「使いやすい遊具がない」が16.4%となっています。



④ 区のユニバーサルデザイン、生活環境に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問4>

区のユニバーサルデザイン、生活環境に関する施策に対して感じている課題や改善策について、障害のある人に配慮した表示を求める意見や住まいに対する支援を求める意見、道路等のバリアフリー化を求める意見等がありました。

主な内容
・ 商業施設のエレベーターの表示等が見えにくいという声が視覚障害のある人から挙げられた。まだまだ企業や一般の人に障害や色覚異常について知られていないと感じる。
・ 音だけではなく視覚で知る情報を求める。
・ 住まいの下の階から騒音苦情があり、防音マット等を敷き詰めて、毎日緊張した生活を送っているというお話を何件も聞いている。必要な家庭には都営住宅の1階に優先的に入れるよう対策を立てて欲しい。
・ 車椅子利用者にも安心して移動できるように歩道のセミフラット化を進めて欲しい。
・ 区全体でバリアフリー化が進んでいない場所が多くあるように思う。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

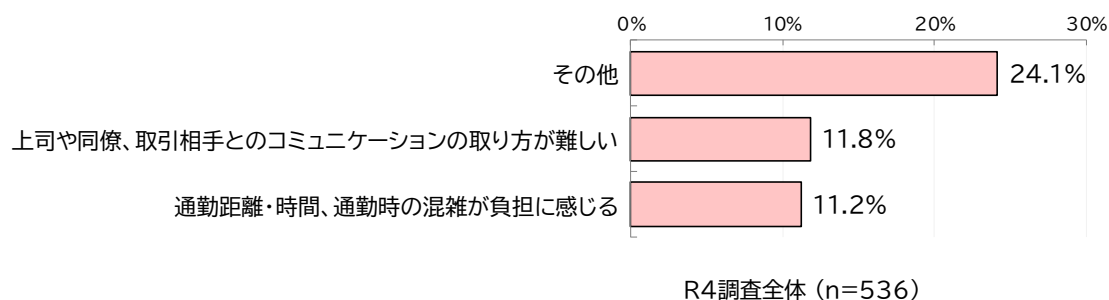
- ・ ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備
- ・ 在宅生活が可能となる支援の充実

5) 雇用・就労の拡大

① 就業者の現在困っていること

<障害者調査 問10(1)>

一般就労している方が、仕事をする上で困っていることについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「その他」が24.1%と最も高く、次いで「上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方が難しい」が11.8%、「通勤距離・時間、通勤時の混雑が負担に感じる」が11.2%となっています。

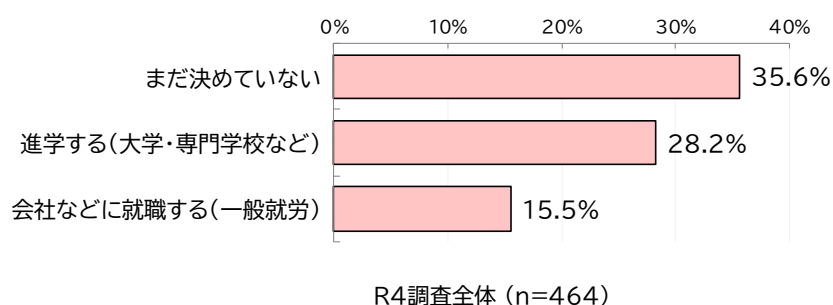


「その他」の主な内容	件数
特になし	70件
困っていない	20件
給料が低い	3件

② 卒業後の希望する進路

<障害児調査 問10(2)>

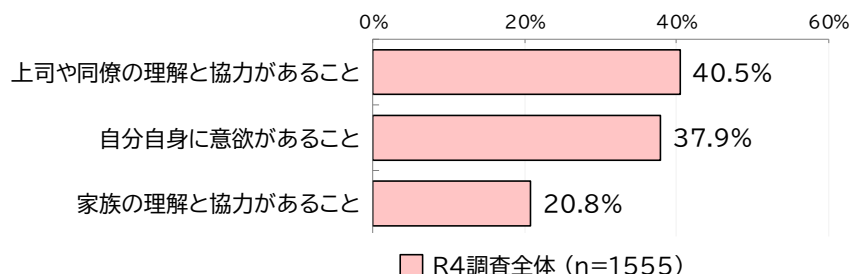
卒業後の希望する進路について、令和4年調査全体では「まだ決めていない」が35.6%と最も高く、次いで「進学する(大学・専門学校など)」が28.2%、「会社などに就職する(一般就労)」が15.5%となっています。



③ 仕事をしていくために必要なこと

<障害者調査 問14>

仕事をしていくために必要なことについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「上司や同僚の理解と協力があること」が40.5%と最も高く、次いで「自分自身に意欲があること」が37.9%、「家族の理解と協力があること」が20.8%となっています。



④ 区の雇用・就労に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問5>

区の雇用・就労に関する施策に対して感じている課題や改善策について、企業に対して障害の理解促進を求める意見や雇用機会の拡大を求める意見、職場定着のための支援の充実を求める意見等がありました。

主な内容

- ・ 知的障害の場合は、人との関係性や見通しのつく作業工程、職場の構造等、様々な改革が必要となる。配慮は大変だが、仕事に就ける環境を整えて欲しい。
- ・ より身近なふれあいができる就労・雇用の広がりが欲しい。
- ・ 障害者の雇用を積極的に行って欲しい。
- ・ 障害者のためのジョブコーチ制度を積極的に広めてもらいたい。
- ・ 身体障害、知的障害に比べ、精神障害への障害理解が低い。障害のある人の受け入れ企業に対し、障害の特性を理解できる勉強会等があればと思う。
- ・ 本人の悩みや職場でのトラブルの解決、雇用形態の遵守等、本人が職場に定着するための支援を充実して欲しい。
- ・ 障害のある人も短時間の就労が気軽にできる施策を進めて欲しい。

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

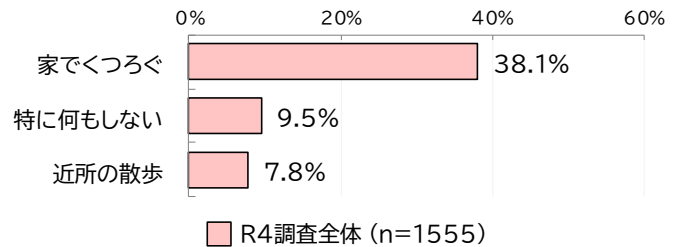
- ・ 障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充
- ・ 多様化する就労相談に対応するための障害者就労・生活支援センターの体制拡充
- ・ 障害理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発
- ・ 障害のある人の雇用促進・継続に取り組む企業への支援の充実

6) 地域活動の支援

① 余暇の過ごし方

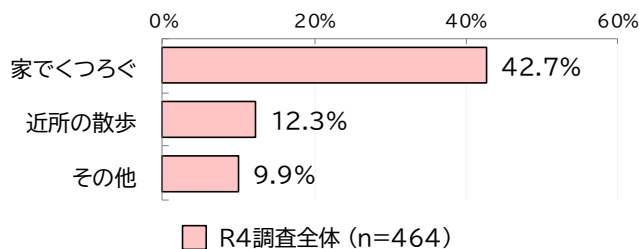
<障害者調査 問17>

余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が38.1%と最も高く、次いで「特に何もしない」が9.5%、「近所の散歩」が7.8%となっています。



<障害児調査 問13>

余暇の過ごし方について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「家でくつろぐ」が42.7%と最も高く、次いで「近所の散歩」が12.3%、「その他」が9.9%となっています。

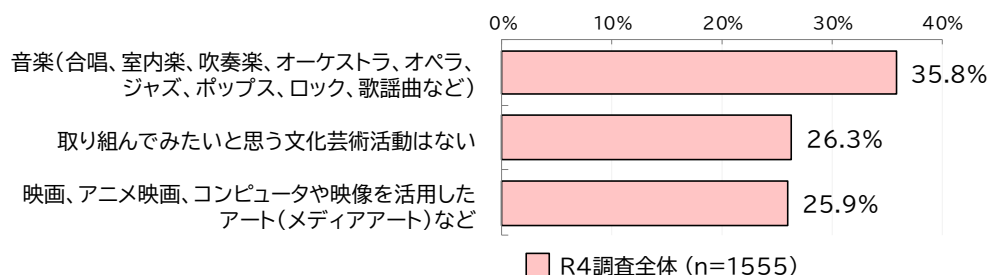


「その他」の主な内容	件数
公園に行く	13件
ゲーム	6件
療育施設に行く	5件
家族で外出	4件

② 取り組んでみたい文化芸術活動

<障害者調査 問31>

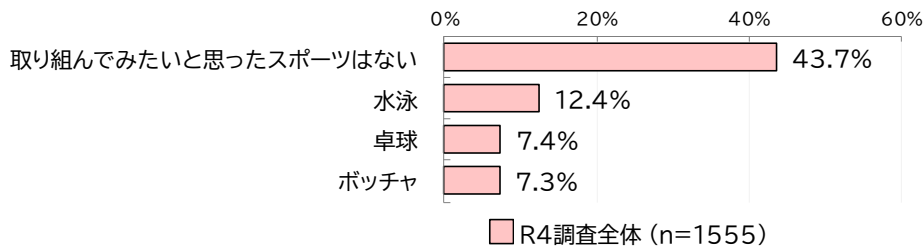
取り組んでみたい文化芸術活動について、令和4年調査全体では「音楽（合唱、室内楽、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）」が35.8%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思う文化芸術活動はない」が26.3%、「映画、アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート（メディアアート）など」が25.9%となっています。



③ 取り組んでみたいスポーツ

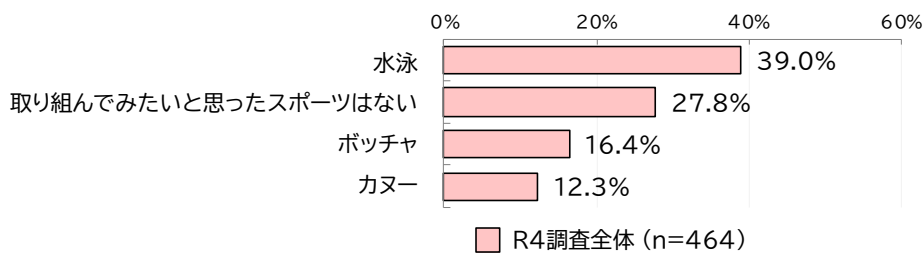
<障害者調査 問46>

取り組んでみたいと思ったスポーツについて「無回答」以外で、令和4年調査全体では「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が43.7%と最も高く、次いで「水泳」が12.4%、「卓球」が7.4%、「ボッチャ」が7.3%となっています。



<障害児調査 問41>

取り組んでみたいと思ったスポーツについて、令和4年調査全体では「水泳」が39.0%と最も高く、次いで「取り組んでみたいと思ったスポーツはない」が27.8%、「ボッチャ」が16.4%、「カヌー」が12.3%となっています。



④ 区の地域活動支援に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問6>

区の地域活動支援に関する施策に対して感じている課題や改善策について、を求める意見等がありました。

主な内容
・ 現在、区が実施している「エンジョイ・クラブ」は、軽度の障害者の学習支援として、大変意義のあるものである。職場とは異なるリラックスした場で、仲間との関係を楽しみながら様々な経験を積んでいくことができる機会は少ない。このような場が重度の障害のある人にも必要であると考えます。
・ 障害者スポーツや多くの人とコミュニケーションをとることができる活動を行う機会が必要である。
・ 特別支援学校の卒業後、サークル活動等で余暇活動や生涯学習等の場を設けて欲しい。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

- ・ 障害特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動や文化芸術活動の場や機会の充実
- ・ 障害特性や心身の状態、希望に応じたスポーツ環境の整備

7) 区民の理解と共感の醸成

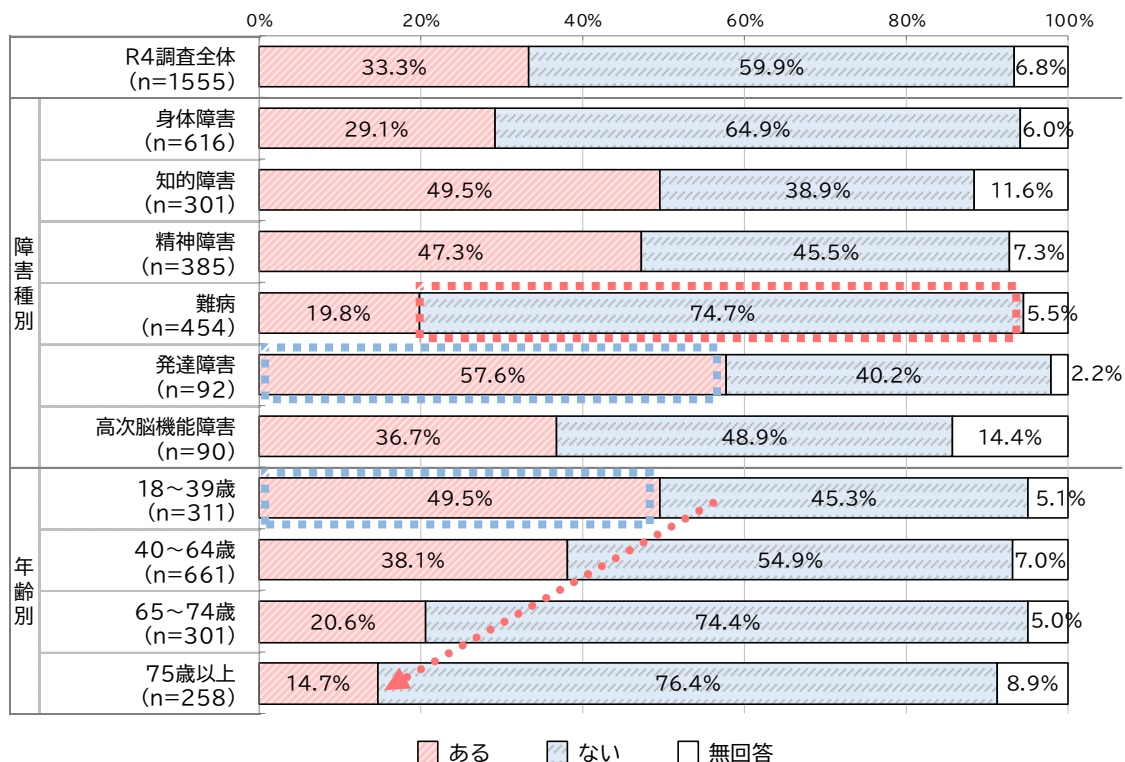
① 差別経験の有無

<障害者調査 問39>

差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が59.9%、「ある」が33.3%となっています。

障害種別ごとにみると、「ある」は発達障害で57.6%と他の障害種別と比較して高くなっています。一方、「ない」は難病で74.7%と他の障害種別と比較して高くなっています。

年齢ごとにみると、「ある」は18～39歳で49.5%と他の年齢と比較して高くなっており、若い年齢ほど経験率が高くなっています。

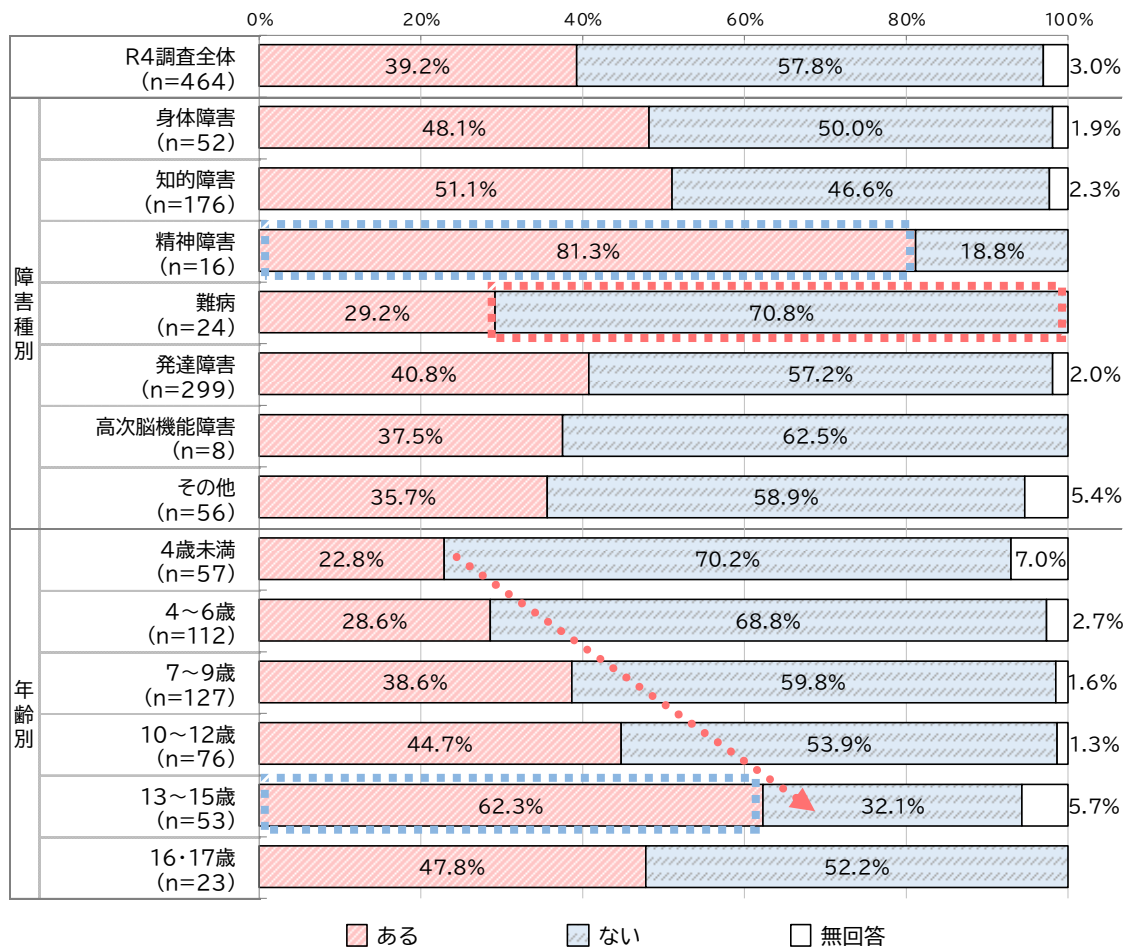


<障害児調査 問34>

差別されたと感じた経験について、令和4年調査全体では「ない」が57.8%、「ある」が39.2%となっています。

障害種別ごとにみると、「ある」は発達障害で81.3%と他の障害種別と比較して高くなっています。一方、「ない」は難病で70.8%と他の障害種別と比較して高くなっています。

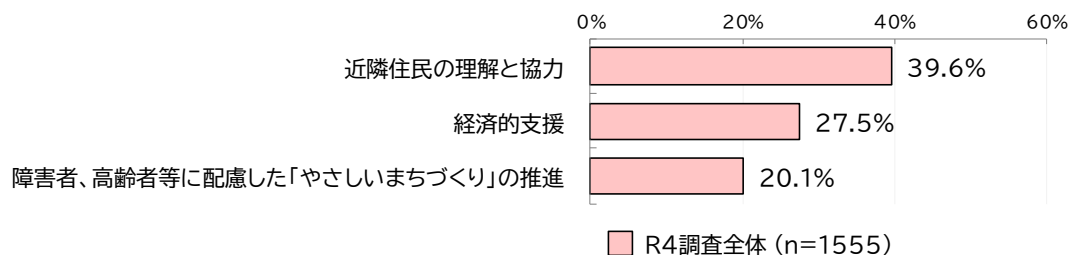
年齢ごとにみると、「ある」は13～15歳で62.3%と他の年齢と比較して高くなっており、13～15歳まで年齢が上がるにつれて「ある」が高くなっています。



② 共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えること

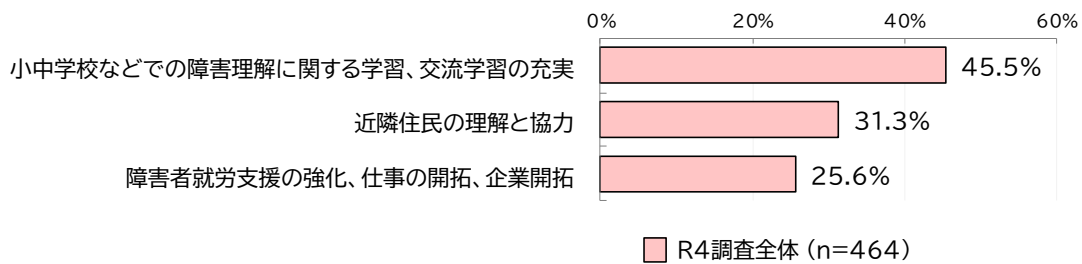
<障害者調査 問52>

共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「近隣住民の理解と協力」が39.6%と最も高く、次いで「経済的支援」が27.5%、「障害者、高齢者等に配慮した「やさしいまちづくり」の推進」が20.1%となっています。



<障害児調査 問47>

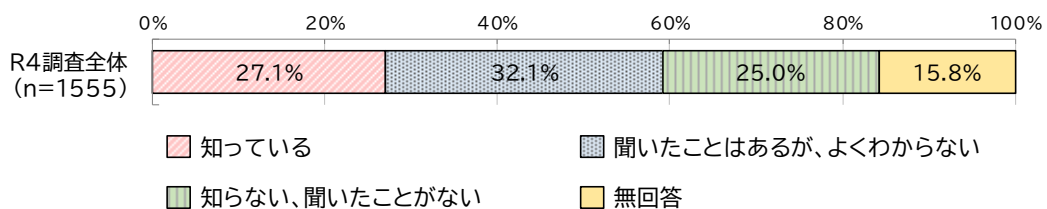
共に生活できる地域社会の実現のために大切だと考えることについて、令和4年調査全体では「小中学校などでの障害理解に関する学習、交流学习の充実」が45.5%と最も高く、次いで「近隣住民の理解と協力」が31.3%、「障害者就労支援の強化、仕事の開拓、企業開拓」が25.6%となっています。



③ 成年後見制度の認知度

<障害者調査 問54ア)>

成年後見制度について、令和4年調査全体では「聞いたことはあるが、よくわからない」が32.1%、「知っている」が27.1%、「知らない、聞いたことがない」が25.0%となっています。



④ 区の区民の理解・共感の醸成・促進に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問7>

区の区民の理解・共感の醸成・促進に関する施策に対して感じている課題や改善策について、障害に対する地域の理解を求める意見や地域や学校で福祉について学ぶ場を設けることを求める意見等がありました。

主な内容
・ 2025年にデフリンピックが東京で開催される。それまでに聴覚障害の理解を求める。
・ コロナ禍で外出機会が減ったせいか、障害のある人に対して暴言を吐く人が増えた印象を受ける。
・ 学習会や勉強会の参加者は、保護者や支援者が中心になるため、どのようにして地域の人に参加してもらい、知っていただく機会をつくっていくことは難しい課題であると思うが、多くの場をつくる必要があると思う。
・ 学校教育の中でも福祉教育を進めて欲しい。保護者も理解を深めて欲しい。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

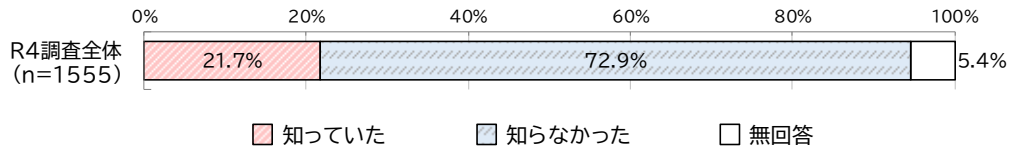
- ・ 学校や地域における障害理解を深める場や機会の充実
- ・ 成年後見制度の周知、利用促進
- ・ 障害者権利擁護（虐待防止・差別解消）に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発

8) 安全・安心な地域生活環境の整備

① 避難行動要支援者名簿の認知度

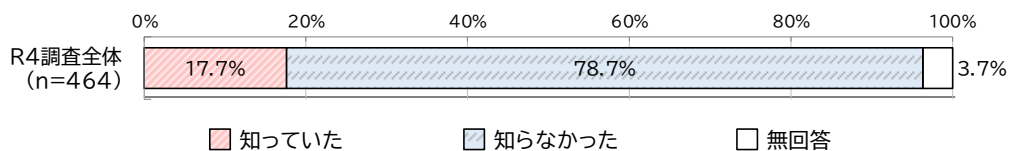
<障害者調査 問32>

「避難行動要支援者名簿」を知っていたかについて、令和4年調査全体では「知らなかった」が72.9%、「知っていた」が21.7%となっています。



<障害児調査 問27>

「避難行動要支援者名簿」を知っていたかについて、令和4年調査全体では「知らなかった」が78.7%、「知っていた」が17.7%となっています。



② 地域の防災訓練に参加したくない理由

<障害者調査 問33-1>

主な内容	件数
面倒だから。	20件
人と関わりたくないから。	12件
時間がない、余裕がないから。	7件
歩けないから。	7件
人と関わることが苦手だから。	6件

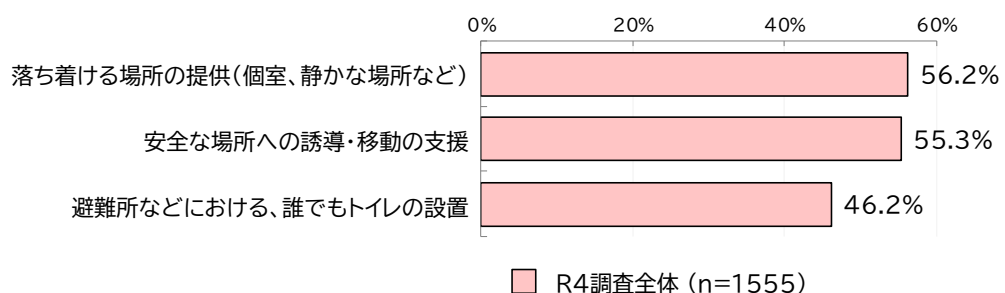
<障害児調査 問28-1>

主な内容	件数
忙しい、時間がないから。	10件
面倒だから(人付き合いなど)。	8件
迷惑をかけてしまうから。	4件
人の目が気になるから。	3件

③ 災害時に必要な支援

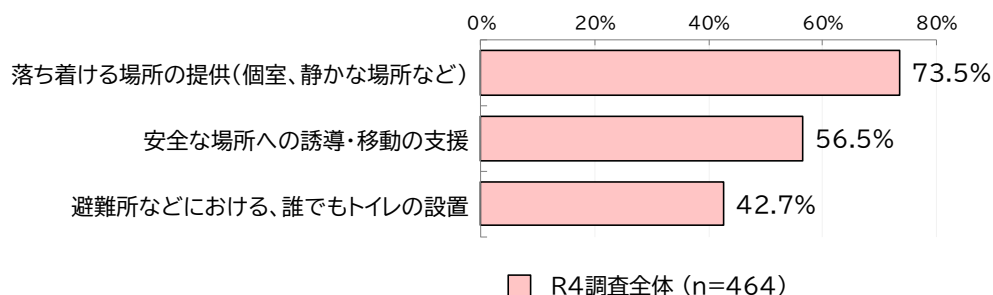
<障害者調査 問34>

災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供(個室、静かな場所など)」が56.2%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が55.3%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が46.2%となっています。



<障害児調査 問29>

災害時に必要な支援について、令和4年調査全体では「落ち着ける場所の提供（個室、静かな場所など）」が73.5%と最も高く、次いで「安全な場所への誘導・移動の支援」が56.5%、「避難所などにおける、誰でもトイレの設置」が42.7%となっています。



④ 区の地域生活環境整備に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問8>

区の地域生活環境整備に関する施策に対して感じている課題や改善策について、福祉避難所の充実を求める意見や個別避難計画の策定を求める意見、災害時の医療的ケア児・者に対する支援を求める意見等がありました。

主な内容
・ 行動や発声などで迷惑をかけるため、障害者だけの避難所を用意して欲しい。
・ 慣れている場所のほうが落ち着けるため、日中に災害が起きた時は避難所ではなく作業所で避難できるようにして欲しい。
・ 避難所に様々な理由で避難できないとあきらめる障害者やその家族に、安心して避難できるような避難計画を作り周知して欲しい。区の職員だけや自治体、町内会だけでなく、当事者と一緒に計画を作っていく取組が必要である。
・ 停電時に医療的ケア児・者の命をつなぐための電源確保、発電機購入の補助、体不自由児者や重度重複児者の避難に必要な器具の準備をお願いしたい。
・ 地域生活を送る上での被災時の支援環境について課題と感じる。福祉避難所に求められる機能や、規模など、誰が詰めていくのか、整えていくのか明確になるだけでも進むと思われる。

<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

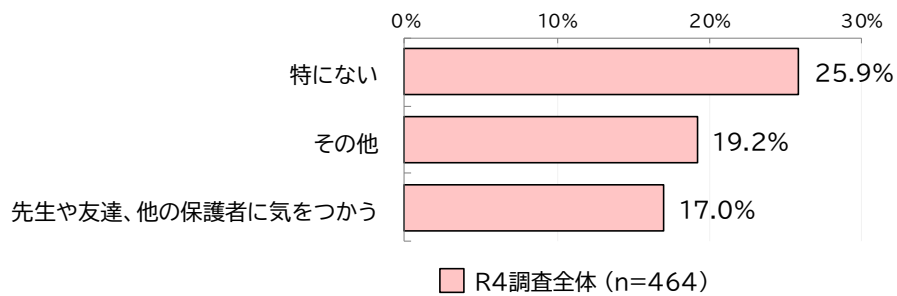
- ・ 避難行動要支援者制度に関する周知
- ・ 障害特性に応じた個別避難計画の策定、福祉避難所の設置拡充
- ・ 災害時の支援に関する地域における障害理解への啓発

9) 配慮を必要とするこどもに対する教育・療育

① 学校生活において心配している／困っていること

<障害児調査 問10(1)>

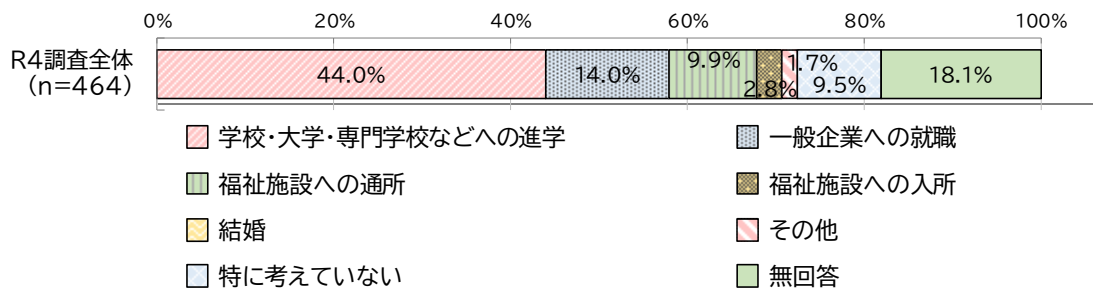
学校生活において保護者の方が心配していることや困っていることについて、令和4年調査全体では「特にない」が25.9%と最も高く、次いで「その他」が19.2%、「先生や友達、他の保護者に気をつかう」が17.0%となっています。



② こどもが18歳になった時の希望

<障害児調査 問57>

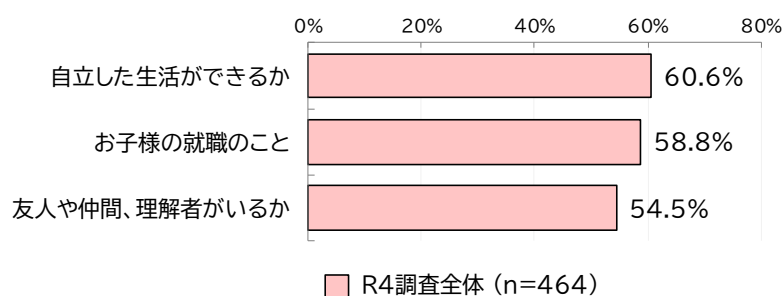
主な介護者が、本人の気持ちになって思う18歳になった時の希望について「無回答」以外で、令和4年調査全体では「学校・大学・専門学校などへの進学」が44.0%と最も高く、次いで「一般企業への就職」が14.0%、「福祉施設への通所」が9.9%となっています。



③ 将来について不安に思うこと

<障害児調査 問58>

主な介護者が、こどもの将来のことで不安に思うことについて、令和4年調査全体では「自立した生活ができるか」が60.6%と最も高く、次いで「お子様の就職のこと」が58.8%、「友人や仲間、理解者がいるか」が54.5%となっています。



④ 区の配慮を必要とするこどもに対する教育・療育に関する施策に対して感じている課題や改善策

<障害者団体調査 問9>

区の配慮を必要とするこどもに対する教育・療育に関する施策に対して感じている課題や改善策について、医療的ケア児に対する支援の充実を求める意見や切れ目のない支援の充実を求める意見、教職員に対する障害理解の周知を求める意見等がありました。

主な内容
・ 障害のあるこどもの親に対する支援が肝になるケースも多いように感じる。
・ 障害のあるこどもの通所支援や相談支援において、障害のあるこどもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かな支援をこれからもお願いしたい。
・ 通級になじめない中で、支援級に行くほどでもないこどもが1年以上登校できない状況が続いているケースがある。
・ 医療的ケア児の看護を行う看護師の確保をして欲しい。
・ きっずクラブは小学生までが対象であるため、障害のあるこどもが中学校に上がるタイミングで親が離職せざるを得ないケースもある。必要な支援が途切れない仕組みが急務と考える。
・ 通級指導者と担任の先生、スクールカウンセラー、保護者の共通理解が必要である。通級指導者とスクールカウンセラーの来校日が異なるので、半期に一度は顔を合わせる機会を設定して欲しい。
・ 障害のあるこどもの家族に対して、継続したケアとつながりを持てる場を提供して欲しい。
・ 先生に対する研修を充実させ、正しい理解のもと教育を受けられるようにして欲しい。
・ 保育園等訪問支援を充実して保育園・幼稚園・学校の支援を丁寧に行って欲しい。
・ 外国籍のこどもが通所することが多くなった。日本語が分からない人が通所された場合、通訳者の派遣等を検討して欲しい。
・ 配慮を必要とするこどもの人数は多く、その配慮の内容も多岐に渡る。行政内での横の連携は、会議を通して実施されているが、こども一人ひとりの安心した健やかな育ちに向けて、情報共有や役割分担、他方向の支援活用等における一層の連携を望む。



<統計データや障害者実態調査結果からうかがえる課題>

- ・ 一人ひとりの個性や特性に応じた教育の充実
- ・ 教育現場における障害への理解促進
- ・ 接続期や学校卒業後における切れ目のない支援体制の構築



第 3 章

計画の基本理念・基本目標



1 基本理念

障害者基本法第1条に規定されている目的、障害者総合支援法第1条の2に掲げられた基本理念を受け、江東区では以下の3つの基本理念として掲げます。

●● 基本理念 ●●

・ 共生社会の実現

障害のある人もない人も、誰もが多様性を認め合いながら、お互いに人格と個性を尊重し、地域社会の一員としてつながりをもって暮らすことができる共生社会を目指します。

・ 障害者の自立支援

障害のある人が自立して生活しながら、自らの意思で社会のあらゆる活動に参加し、その生活の質の向上を図れるよう支援します。

・ 安心して暮らせる社会の実現

障害の内容・程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本目標1 ともに支えあう地域社会の構築

基本目標2 自立した生活を支える支援の充実

基本目標3 就労と社会参加の推進

基本目標4 配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実

基本目標5 安心して暮らすことのできる環境の整備

基幹相談支援センターの機能等の検討について

1.経緯

令和4年11月に、こども発達扇橋センター跡地に基幹相談支援センターを設置することが決定し、令和4年第4回区議会定例会で報告を行った。また、関係する会議体である障害者計画等推進協議会、地域自立支援協議会等に素案を報告し、意見照会を行ったところである。いずれの協議会からも区と民間事業所等とで機能について検討すべきとの意見が出ていることから、区と地域法人、事業所等のメンバーが構成員となる検討WGを設置する。

2.基幹相談支援センター設置概要

設置場所 障害者福祉センター内

こども発達扇橋センター跡地

設置時期 令和7年度中（障害者福祉センター大規模改修後）

3.検討内容

運営形態、実施業務等

4.検討WGメンバー

障害者施策課：課長、施策推進係、施設管理係、指導検査係

障害者支援課：課長、身体障害相談係、愛の手帳相談係、在宅生活相談係、
就労支援担当、相談支援担当

地域自立支援協議会：専門部会長・副部会長を中心に各部会3名まで

地域法人：地域自立支援協議会専門部会から推薦のない法人から1名

対象法人：江東楓の会、のびのび福祉会、おあしす福祉会、

ゆめグループ福祉会

5.検討スケジュール

令和5年7月～令和6年5月 運営形態、実施業務等検討、決定

令和6年6月頃 令和6年度第1回地域自立支援協議会

運営形態・実施業務案報告

5 江障施第 号
令和5年 月 日

江東区地域自立支援協議会
専門部会 部会長 様

江東区障害福祉部長
岩 井 健

基幹相談支援センターの機能等の検討について（依頼）

日頃、江東区の障害福祉施策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和7年度中に設置を予定している基幹相談支援センターの機能等を検討するため、下記により専門部会から検討WGメンバーの推薦をお願いいたします。

記

- 1 検討内容
 - (1) 基幹相談支援センターの業務内容
 - (2) 運営形態

- 2 検討WGメンバー 各部会 3名まで
別紙にご記入の上、ご返送願います。

- 3 提出期限 令和5年7月10日（月）

[提出及び問い合わせ先]

〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区障害福祉部障害者施策課 施策推進係 小池
TEL. 3647-4749 FAX. 3699-0329
E-mail shisaku-k@city.koto.lg.jp

令和 年 月 日

江東区障害福祉部長 あて

部会名 _____

部会長名 _____

基幹相談支援センターの機能等の検討について

依頼のありました標記のことについて、下記の者を検討WGメンバーとして推薦いたします。

記

ふりがな 氏名	所属	連絡先	備考
		TEL メール	
		TEL メール	
		TEL メール	

提出先：江東区 障害福祉部 障害者施策課 施策推進係
〒135-8383 江東区 東陽 4-11-28
TEL. 3647-4749 FAX. 3699-0329

参考

令和5年度 江東区地域自立支援協議会委員名簿

No.	所 属 等	役 職	氏 名
1	東京都立大学	名誉教授	里村 恵子
	東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部	准教授	
2	権利擁護センター「あんしん江東」	所長	久保 雅美
3	木場公共職業安定所	雇用開発部長	鳥澤 剛
4	東京都立江東特別支援学校	副校長	和田 努
5	東京都立墨東特別支援学校	校長	田村 康二郎
6	江東区手をつなぐ親の会	副会長	石井 公子
7	おあしす福祉会	理事長	平松 謙一
8	江東区身体障害者相談員		佐藤 ゆき子
9	江東楓の会	理事長	伊藤 善彦
10	地域活動支援センター ロータス	施設長	高井 伸一
11	江東区障害者福祉センター	所長	肥田 淳
12	のびのび福祉会	理事長	青柳 浩二
13	ゆめグループ福祉会	理事長	岡田 芳久
14	こどもの発達療育研究所	理事長	田村 満子
15	江東区聴覚障害者福祉推進協議会	会長	油井 真
16	人権擁護委員		山口 浩
17	保健予防課長		吉川 秀夫
18	教育支援課長		木内 苗津子